

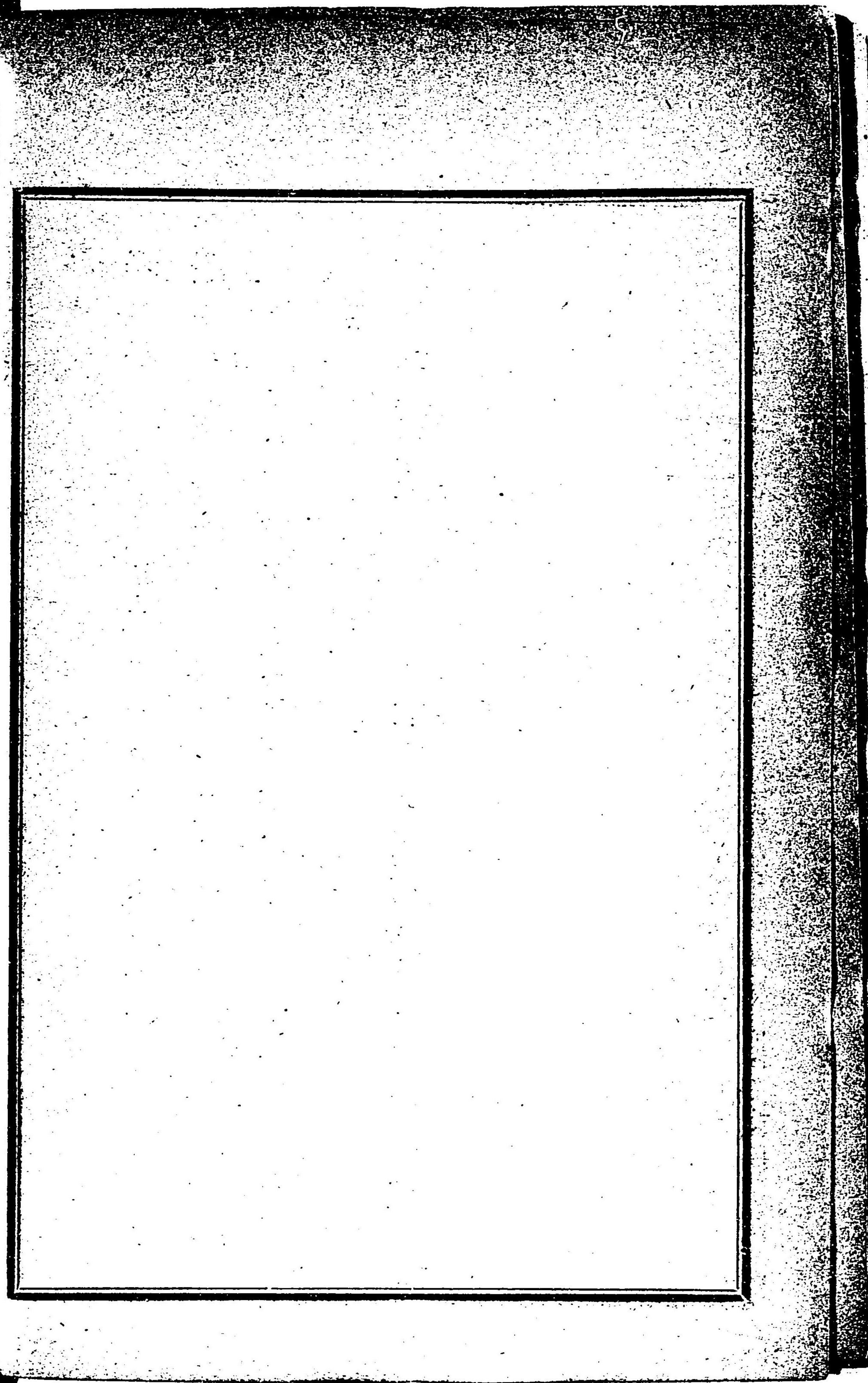
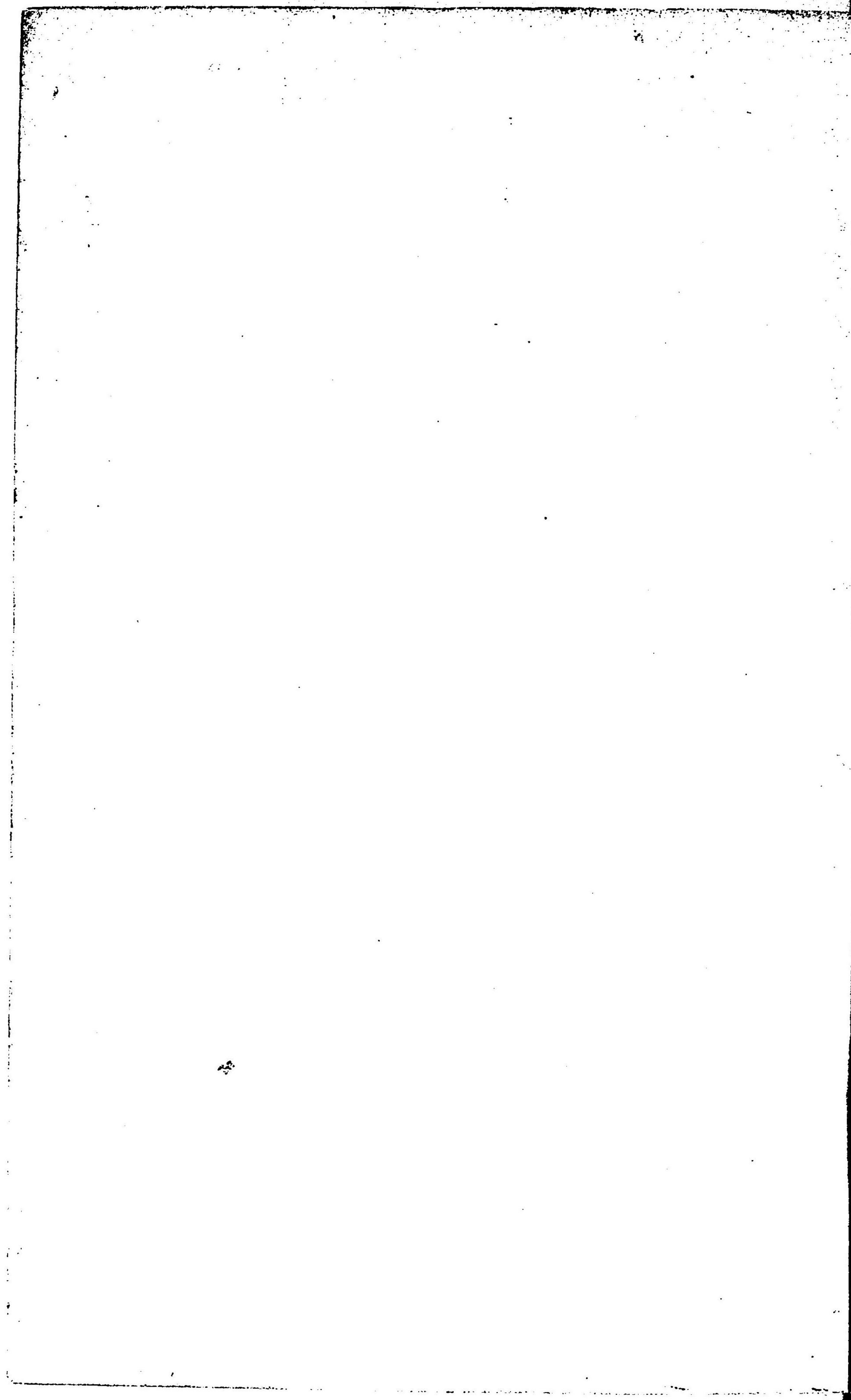
緒言

憲法及ビ之レガ附屬法ノ公布アリテヨリ、世間註釋  
 書類ヲ出スヨト前後其ノ比ヲ見ザルノ多數ニ至リタ  
 リ。然レモ皆ナ之レ法條ノ解意ニ聊カ著者ノ意見ヲ  
 附シタルニ過ギス。故ニ法條ノ意ヲ解スルニハ、是  
 等ノ註釋類ヲ繙閱セバ十分ナル可ケレモ、未ダ以テ  
 是レニテ實地施行ノ手引トハ爲スニ足ラザルナリ。  
 偶々實地施行ノ手引トモナル可キ書アルモ、只ダ其  
 ノ手引タルニ過ギスシテ、各人ノ心得トモナル可キ  
 事ヲ論ジタル書アルヲ見ズ、帝國議會ノ開會ハ僅カ

二十ヶ月ノ眼前ニ横ハレリ。殊ニ衆議院議員ノ選舉ハ本年七月一日ナリトス。此ノ時ニ該リ、議員選舉ノ必要ヲ心得置カズンバ、折角ノ議ニ不適任ノ議員ヲ出シテ、寧ロ議會ナキノ優レルニ如カズ、ト謂フ如キ不都合ヲ見ルニ至ラン、豈ニ注意セザル可ケンヤ。故ニ予ヤ頗ル茲ニ感アリ、鈍キ筆、拙キ論、ナルヲモ顧ミズ、筆ヲ此ノ稿ニ起シタル所以ナリトス。議論或ハ政黨論ニ近キヤモ知ル可カラズ、然レドモ之レヲ制シテ、筆鋒ヲ曲グルコトハ予ノ爲シ能ハザル所ナレバ、予ハ實ニ選舉人、被選人、ノ常ニ服膺

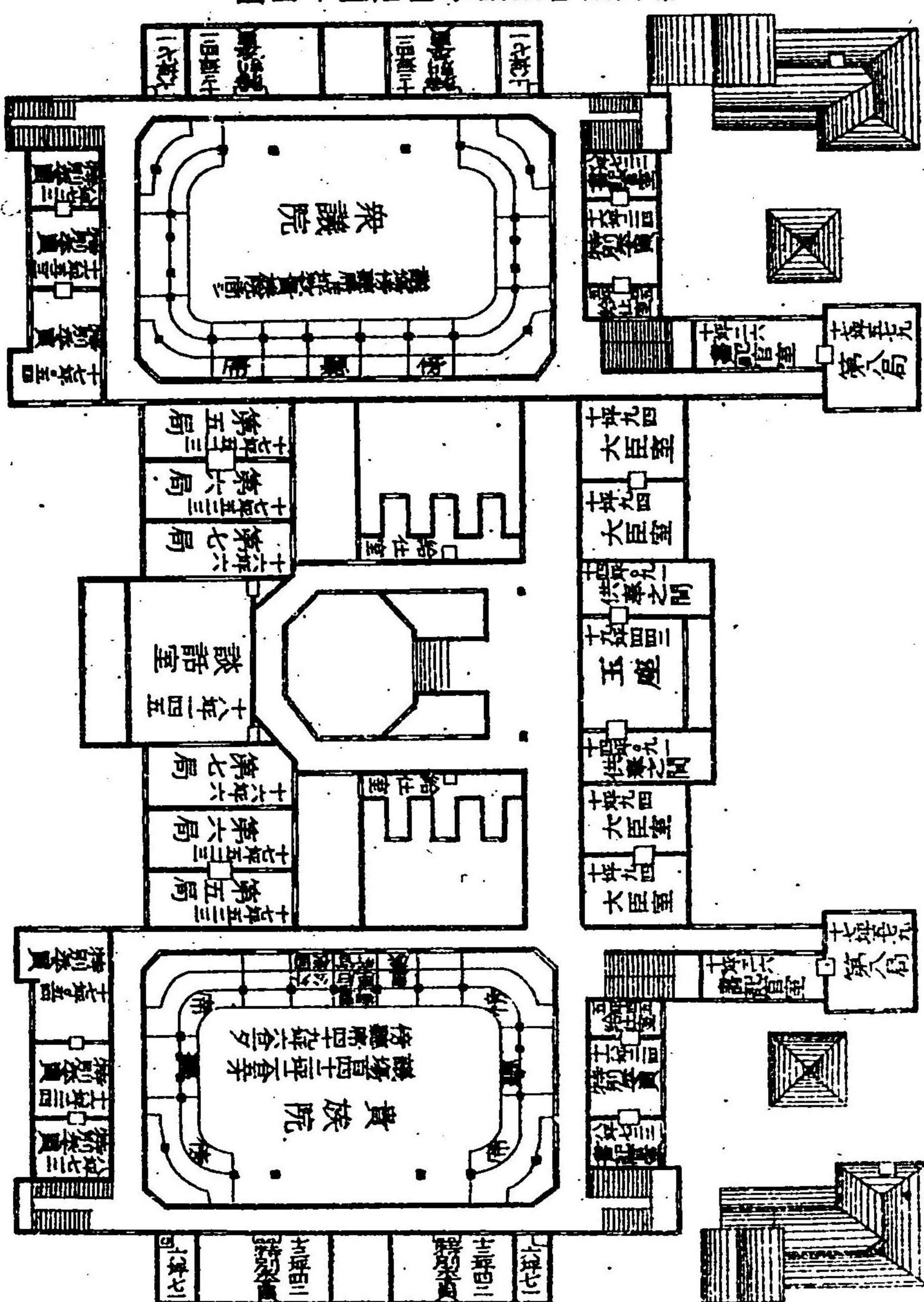
シテ、心得置カザル可カラザル事ヲ論シ、而シテ選舉ノ手續ヲモ、指示スルコト、ハ爲シタリ。議員ノ選舉ニハ、政黨ノ必要ナルコトヲ此ノ書ニ就テ知ルコトアラバ、著者ノ満足、何ゾ之レニ過ギン、亦タ公益ノ一分タル而已。

明治二十三年一月中澣大阪ノ旅館ニ於テ戸田十畝識



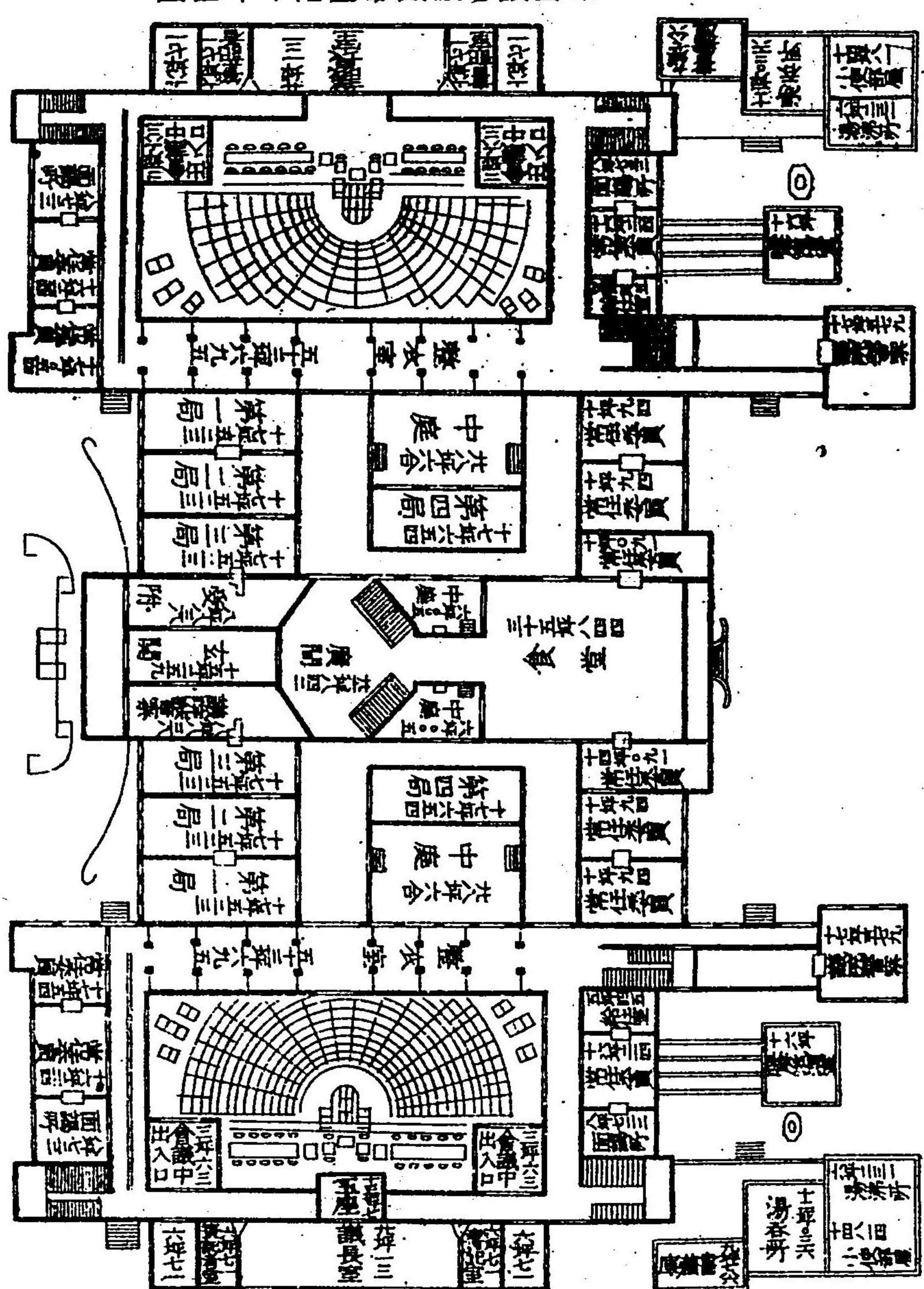


帝國議會廳樓上階面圖



總建坪千五百四拾五坪三合七夕二寸

帝國議會廳樓下階面圖



大日本議院議員選舉標準

總目錄

總論 選舉被選舉ニ關スル一般ノ心得

第一編 選舉人

第一章 選舉人資格ノ説明

第一款 選舉權ヲ有スル者

- 第一 選舉人が備へねばならぬ資格
- 一 日本臣民
- 二 男子
- 三 年齢
- 四 居住
- 五 財産

第二款 選舉人の資格を有すべき特例

- 一 家督相続
- 二 復権

一  
二七  
二七  
二七  
二八  
二八  
二九  
三二  
三六  
三六  
三六

- 三 軍人の現役休職停職以外
- 四 華族の非戸主
- 五 官吏の資格なき者
- 六 府縣官吏
- 七 郡官吏
- 八 市町村吏員
- 九 神官僧侶教師

第二款 選挙権ナキ者

- 第一 選挙人たるの資格なき者
  - 一 瘋癲白痴 三九
  - 二 剝奪公権 三九
  - 三 華族の當主 四〇
  - 四 前款第一の資格を缺く者 四〇
  - 五 身代限 四〇
- 第二 選挙人たるの資格を停止せられたる者
  - 一 前款第一の資格を一時缺きし者 四〇
  - 二 公權停止 四〇

第二章 選挙ノ手續

第一款 議員候補者選定ノ準備

第二款 選挙人名簿調製期日前ニ於ケル  
選挙人ノ心得

第三款 選挙人名簿差出ヨリ投票日ニ至  
ルマデノ選挙人ノ心得

- 第一 選挙人名簿の縦覧 五七
- 一 選挙長人名簿の取扱 五七
- 二 人名簿の縦覧 五八
- 注意 五八
- 第二 選挙人名簿の脱漏誤載 五九
- 一 脱漏又ハ誤載の申立 五九

- 三 禁錮以上の刑に處せられたる者云々 四一
- 四 赦免 四二
- 五 選挙法罰則の附加刑 四三
- 六 現役休職停職の軍人 四三
- 七 刑事被告人 四三

注意	六〇
一 脱漏又は誤載の審査及其の判定	六一
二 選挙長の判定に不服なるとき	六三
一 出訴	六三
二 出訴の期限	六三
三 裁判	六三
第四 始審裁判所の裁判に不服なるとき	六四
一 控訴を許さむ	六四
二 上告を許す	六四
第五 裁判の確定	六四
一 申立人の曲訴	六四
二 申立人の直訴	六四
第六 選挙人名簿の確定	六五
<b>第四款 投票ノ準備</b>	
第一 投票期日	六六
第二 投票所	六六
第三 合併投票所	六七

第四 投票所管理の町村長市長區長	六七
一 市	六七
二 區	六七
三 一町村	六八
四 數町村合併	六八
第五 立會人	六八
一 町村	六八
二 市又ハ區	六八
三 立會人の義務	六九
第六 投票函	六九
第七 投票用紙	七一
<b>第五款 投票ノ手續</b>	
第一 投票函に投票するまで	七一
注意 無効に属すべき投票	七三
第二 市長區長町村長と立會人との投票に關する取扱方	七七
第三 投票所の取締	七九

一	取締吏員	七九
二	投票所に入るを許さざる者	七九
三	投票所の禁令	八〇
四	警戒及退出	八〇
五	選挙人に投票を禁ずる場合	八一
六	異議の申立	八一
第四	投票の終結	八二
第五	投票函の送致	八三
第五款の注意		八四
第六款	選挙會ノ準備	八七
第一款	選挙長	八七
一	一市を一選挙区と爲すとき	八七
二	市郡合併一選挙区と爲すとき	八七
三	一郡長の所轄を一選挙区と爲すとき	八八
四	数郡長の所轄を一選挙区と爲すとき	八八
五	一市内に数選挙区あるとき	八八
六	一市数区を合して一選挙区と爲すとき	八八

第二	選挙會場	八八
第三	選挙委員	八九
第四	禁令の貼示	九〇
第五	市區町村に依ての區別	九〇
第六	選挙會期日	九一
第七	選挙人の參觀	九二
第七款	選挙會ノ手續	九二
第一	投票の總數を計算するまで	九四
第二	投票の効力	九五
第三	投票効力の疑義	九七
第四	選挙會を終り知事に届出を爲す	九八
第七款の注意		九九

第三章	改選及補闕選挙	
第一款	改選	一〇三
第二款	解散	一〇六
第三款	辞職、除名、退職	一〇七



第一 辭職除名退職の別及び其の選舉

- 一 辭職
- 二 除名
- 三 退職
- 四 死去

一〇八  
一〇九  
一一一  
一一一

第二編 被選舉人

第一章 被選舉人資格ノ説明

第一欸 被選舉權ヲ有スル者

- 第一 被選人が備へねばならぬ資格
  - 一 日本臣民
  - 二 男子
  - 三 年齢
  - 四 財産

選舉人の資格と被選人の資格との比較

第二 被選舉權の特例

一 家督相続

一一二  
一一二  
一一三  
一一三  
一一三  
一一四  
一一六  
一一六

第二欸 被選舉權ヲキキ者

第一 被選人たる資格なき者

- 一 宮内官
- 二 裁判官
- 三 警察官
- 四 會計検査官及收税官
- 五 右五官以外の官吏
- 六 府縣及郡の官吏
- 七 市町村吏員
- 八 神官及諸宗の僧侶又ハ教師

一一六  
一一七  
一一七  
一一七  
一一七  
一一七  
一一八  
一一八  
一一八  
一一八  
一一九  
一一九  
一一九  
一一九  
一一〇  
一一〇  
一一〇  
一一〇

九	瘋癲白癡の者	一一一
十	身代限の處分を受けたる者	一一一
十一	公權を剝奪せられたる者	一一一
十二	華族の當主	一一一
十三	選舉法第八條の資格を缺く者	一一一
第二	被選人たる資格の停止	一一一
一	選舉法第八條の一を缺く者	一一一
二	公權停止	一一二
三	禁錮以上の刑云々	一一二
四	免幽閉、假出獄	一一二
五	選舉法罰則の附加刑	一一二
六	陸海軍軍人	一一二
七	拘留中の者、保釋中の者	一一三
第三款	解散除名、辭職、退職	一一三
第四款	議員ノ請暇	一一三
第二章	被選舉	一一三

第一款	候補者タラントスル者ノ心得	一二六
第二款	當選	一二八
第一	當選通知及告示	一二八
第二	當選の諾否	一二八
第三	當選の結果	一三一
第三款	議員ノ任期	一三一
第一	通常議員の任期	一三一
第二	補闕議員の任期	一三二
第三章	訴訟	一三三
第一款	當選訴訟	一三三
第一	訴訟の原由	一三三
第二	當選訴訟の期日	一三四
第三	保證金	一三四
第四	訴訟の願下	一三五
第五	當選中の議員權	一三六
第六	衆議院解散の時	一三六
第七	本訴に關係する刑事	一三七

第八	二人以上の原告人	一三八
第九	裁判言渡書謄本の送付	一三八
第十	上告	一三九
第十一	訴訟手續	一三九
<b>第二款 刑事</b>		
第一	資格詐稱の罪	一四〇
第二	賄賂の投票	一四一
第三	暴行の投票	一四二
第四	強迫又ハ多衆の嘯聚	一四五
第五	戎器又ハ兇器の携帯	一四七
第六	選挙権なき者の投票	一五三
第七	當選の効力及選挙権被選挙権の停止	一五四
第八	立會人の義務を缺く者	一五六
第九	刑法に正條あるもの 投票の偽造罪	一五七
第十	期滿免除	一五八
		一五九
		一六一

第四章 議院ノ處分

第一款	異議	一六二
第二款	懲罰	一六四

第三編 職員及歳費

第一章 議長、副議長、部長、委員、書記官長、

書記官

第一款	議長、副議長	一六八
-----	--------	-----

第一	議長、副議長の任命	一六八
第二	議長、副議長の任期	一六九
第三	議長の代理	一七〇
第四	議長、副議長の職務	一七〇
	第一款の注意	一七二

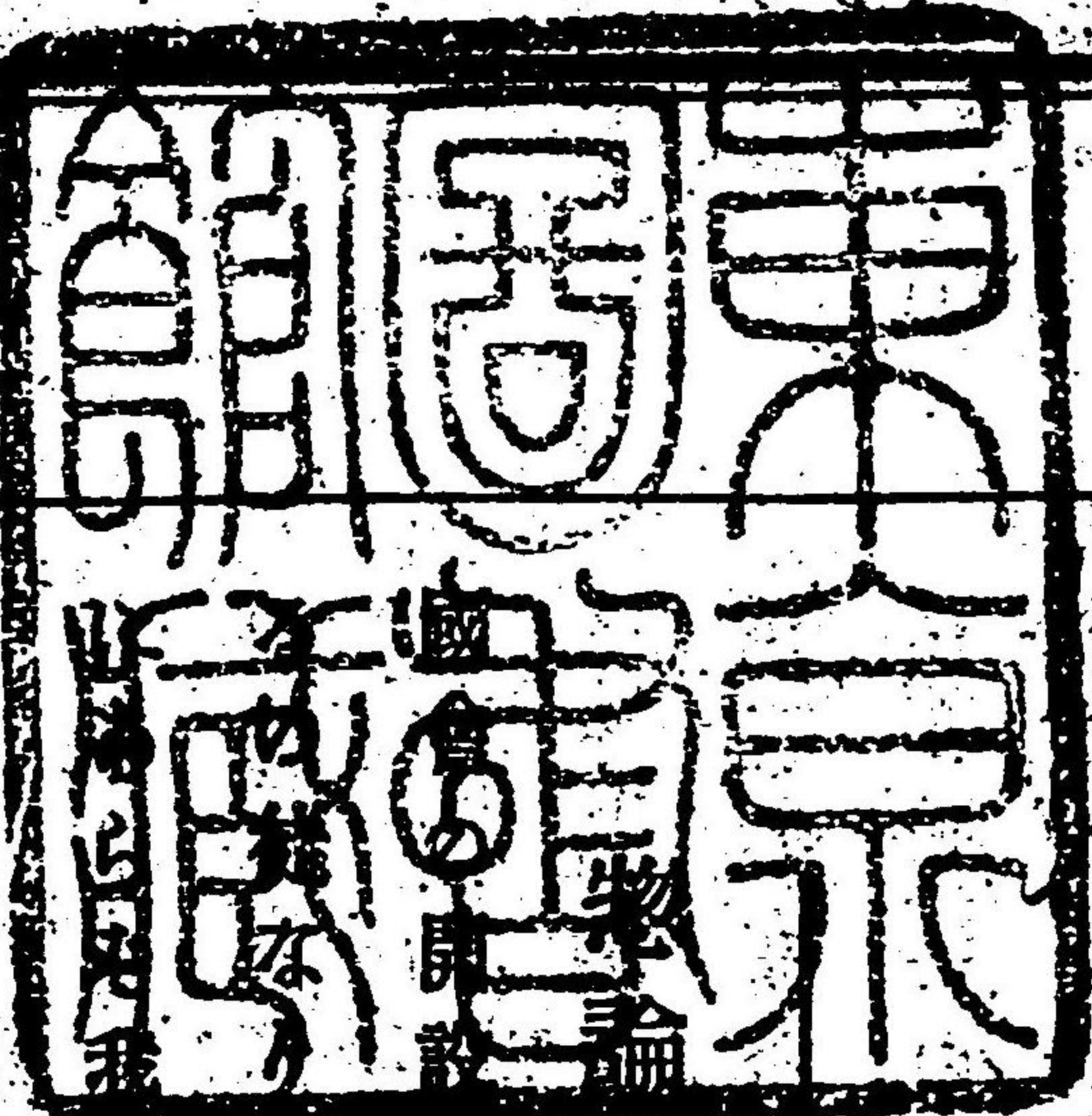
第二款	部長	一七三
第三款	委員	一七三
第一	全院委員	一七四
第二	常任委員	一七五

目次 終

第三	特別委員	一七八
第四	兩院協議會委員	一八〇
第五	閉會間の委員	一八三
第四款	書記官長、書記官	一八四
第二章	歳費及手當旅費	
第一款	歳費	一八六
第二款	旅費	一九〇
第三款	手當	一九二
餘論	選舉權被選舉權アル者ノ豫メ務ムベキ本色	一九三
附錄	貴族院多額納稅者議員互選	一九九
	勅令第七十九號貴族院多額納稅者議員互選規則	二〇〇
	參考	二〇〇
	法條	二〇二

大日本 衆議院 議員 選舉 標準

戸田 十 畝 著述



選舉被選舉ニ關スル一般ノ心得



國會議員選舉の開設を急ぎて狂奔する者の理にのみ傾きて實を知らざるもの多し。其の國會何の事かある國會の我々に痛痒相關するもの多し。其の國會論者、局外者流なりナド冷評せし其の人々も大日本帝國憲法の發布以後、果して前志を踵ぎ前説を變ぜざる乎、果して國會開設に對し冷評を繼續すべき乎、今日にては是等の評説の消へて迹なく、啻に消へて迹なきのみならず、國會に冷淡ありし是等の徒も、今の國會に對し俄かに濃熱の極度にまで達し却て誹謗せられし者よりの誹謗したる者が狂奔す

るに至りしこそ可笑はれ  
 著者の眼を以て之れを見るときの斯くの如き輩を指して濡れ  
 手で粟の掴み取りを爲す者とも評すべく又た斯くの如き輩を  
 指して人の功を盗み取りにする者なりとも評すべきなり何と  
 なれば明治二十三年に開設せらるべき帝國議會、明治二十二年  
 に發布されたる憲法及び之れが附属法の誰れの功よりして成  
 れるものなる乎、誰れが誘ひ出したるものなる乎、狂なり賊なり  
 と世評の囂々たりしをも厭をせ屈せせ撓ませ國會に熱望せし  
 人々の國會開設の誘導者たりしにあらせや彼の明治七年に民  
 選議院開設を建議せし人々の國會開設論の元祖にあらせや夫  
 の元祖、夫の誘導者が熱血を濺ぎて唱道せし其の時に狂と呼  
 び賊と呼び冷評を下しながら今の却て夫の元祖、夫の誘導者を  
 飛び越して己れ自ら先づ候補者の位地に立たんと奔走するこ

そ著者が所謂濡れ手で粟の掴み取り、人の功を盗み取りにする  
 者なりとの評を免るゝ事の能ふまじ

今日の國會に冷淡なりし人々も國會を熱望せし人々も國會の  
 何たる事を知らざりし人々も共に競ふて議員の候補者たらん  
 とし共に競ふて己れの好む所の人を候補者に選出せんとし、憲  
 法發布後、僅かに一年なる早や既に黨派の軌轢を見るに至りた  
 り時世の變遷、人情の歸向の圖り難きものとの謂ふもの、豈に  
 亦た周章狼狽の世の中ならせや然るに是等都ての人々の中に  
 の十七八年前よりして一意一心に國會開設に熱望せし人も多  
 ければ其の人々の今日とても一意一心に國家の爲めにせんと  
 欲するならん然れども彼の國會を警敵視したりし人々や國會  
 を度外視せし人々や國會の何たることをも知らざりし人々や  
 が今日にありて速おどろしく奔走盡力するもの果して何の爲めに

するものなりや著者の従前に是等の輩に冷評を下されし報ひに是等の輩の自己の名利を獲得せん爲めに奔走盡力する者なるべしとの冷評を下さんのみ  
斯くの如き對敵の論の本書の趣旨とも謂ふべからざれば深く論ずることを止め選舉人被選人が今後の心得ともなるべき廉々を示さんとす偕て國家の爲めに盡さんとの輩と名利の上より狂奔する輩とに對してハ敢て言ふを彼の國會の何物たることをも辨知せざるの輩に對してハ一言の注意を與ふることを吝むに由さきあり彼の國會の何物たることをも辨知せざるの輩の如何なる思慮を以て議員を選出せんとし又た議員たらんとするか著者の推測す明治二十三年に開設すべき帝國議會をして現行の府縣會を擴め地方税を議する府縣會の上に國税を議するのみに止る國會なりとの淺慮を持し居ることを……

嗚呼是れ何たる淺慮なるぞや如何に日本の國會ハ不完全なり不満足なりと謂ふものあるにもせよ決して現行の府縣會の大なるものなりとまで帝國議會を輕く敷衍すとの不届千萬なりと謂ふをばあらず帝國議會即ち國會ハ決して斯くの如き輕々のものにあらざり又た名利の競争場にもあらず帝國立法の大權を握りて法律を議し國家の歳入出を議するの最大重任を負ふの三千八百萬同胞の代議士あるにあらずや見よ見よ憲法及附屬法の條項を見よ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會

ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス  
此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出ス  
ヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將  
來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スベシ  
第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ  
安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲  
ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令  
ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ル  
ヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ

議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律  
案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ズ  
第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付  
各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ  
其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ  
建議スルコトヲ得ス

議院法第五十一條 各議院上奏セントスルトキ  
ハ文書ヲ奉呈シ又ハ議長ヲ以テ總代トシ謁見  
ヲ請ヒ之ヲ奉呈スルコトヲ得  
各議院ノ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ呈出スベシ

之れに依て見るときは帝國議會の府縣會を擴めて國家の歳入  
出を議決するに止るものにあらずして帝國の法律を議決すべ  
き大任あることを知るべし尙に法律を議決するのみならず  
天皇と雖ども帝國議會の協賛即ち同意を表することなくんば  
立法權を行はせ給ふこと能はざるものとせられたり殊に議院  
に法律案を提出するの權をも與へられたるからの苟くもこ  
れが議員たらん者の政治學に通じ財政學に精にして法律學に  
密あらざるべからざるんぞ府縣會にて地方税を議決するの大  
なるものなりと謂ふことあらんや帝國議會の議員が國家に對  
するの責任の重き其技能學識に長せずんばあらざるの必要あ  
る素より一技能一學識を備へ加るに多年政事の衝路に當り經  
験功績によりて實際の機務に通じ時事に熟達せし政事家と雖  
も尙此重任に堪ゆべき人材を得ん事の甚だ難し然るを己れ學

識經驗もなく技能をも有せざる者が家名を買し一時の榮譽を  
買んと欲して衆議院の議員候補者たらんと欲する者一方に  
八百圓の歳俸と旅費と委員の日常とを算盤に並べ立て坐食す  
るよりの利ありとして衆議院の議員候補者たらんと欲する者  
是等名利の爲に候補者たらんとする者の種々の方法手段を以  
て人を瞞着することあるべし是等の輩の巧辨に釣られて名利  
の爲に候補者たらんとする者を選出する選舉人も多々あるべ  
し豈に國家の爲に危ふからずや若是等の議員が衆議院に會す  
る時果して如何なる議場の觀を呈するか第一外國へ對し帝  
國議會の名聲を落し愚人の巢窟なりとの笑を受くる事あらん  
に我國權を墜し容易ならざる次第に立至り寧ろ議會なきの  
優れるに如かきといふに至るなるべし或は一會期中黙して議  
することなき者もあるべく或は偶々愚論を吐かば擯斥せられ



て馬鹿視せらるゝ者もあるべく……始めよりして十分なる議員を出すの難かるべけれども名利と謂ふ二字を捨て國家と謂ふ二字を取り此の人ならば國家の爲め名利を抛ちて盡すべしと謂ふべき人材を選出することなくんば議院に光輝を出し多數人の幸福を進め休養を計ることの思ひも寄らざるべく却て之れが反對に出ることあるを必ずすべきなり選舉人たる者豈に想ひざる可けんや被選人たる者豈に反顧せざる可けんや又た憲法及附屬法を繕き見よ

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベシ(中畧)

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ

協賛ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハザルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ

之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

會計法第五條 歲入歲出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ

全 第八條 豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ年度經過後帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

全 第九條 毎年度大藏省証券發行ノ最高額ハ帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定ム

前まきに示したるの主として法律に關する國會の權義を零載したるものあり而して今右に載せたるの會計に關するものたることを知るべし只だ此の會計のみに關する國會の權義すら尙且つ府縣會を擴めたるものなりとの意思の起されまじ決して

地方税の收支を議するの大なるものなりと輕視すべからず然らば此の重大なる會計に關する權義あり加ふるに最も重大なる法律を議するの權義あり又た請願を受くるの任あり

憲法第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

とあるにわらずや且夫れ著者が我日本國民と共に熱望したりし一條をも國會に於て議するの幸福を興へられたり這の何ぞや

憲法ノ勅令(前畧)

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕ガ子孫及臣民ハ敢テ之ガ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ(後畧)

憲法第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

斯くの如く尙に重大なる帝國法律至要ある帝國會計を議決するの大任を國會即ち帝國議會に與へられたるのみならず我が欽定憲法をも今後の改正に當りてハ帝國議會の議を経ること

せられたるの殆んど欽定憲法を出で、國約憲法に入らんとするまで此の憲法に美を興へられたるの豈に我國民たるもの欣喜雀躍せむして可ならんや斯る至重至大の任を負ふ所の國會斯る國利民福を増進すべき國會にありて之れが議員即ち國民の代議士たるもの果して著者が所謂議會に場所慣れたりと自負する輩一家一身の榮譽を買わんとする輩官民双手摑みとちらんとする輩歳俸旅費日當を目的とする輩が……名利の爲めに其任に當るを以ても足れりとする乎著者の斯る輩の巢窟なる議會にして我輩人民の渴望して止まざる責任内閣即ち政黨内閣の實を見んと欲するの甚だ難き所なりと思惟す啻に難きのみならず我輩人民が自ら望を絶つものなりと換言するも誣ひたりとの謂ふべからざるまじ責任内閣の實を見ることなくんば議會われどもなきが如く折角の議會も効を奏する

ことのあるまじく我輩人民が多年の望を属したりし政黨内閣の其實を見んと欲せば議員其人を選擧し我黨の輩にして國家の爲めに眞誠に悉さんと欲するの政事家を選出せざればあらず責任内閣即ち政黨内閣の實を見るに至るときは内閣の交迭に當りては必ず衆議院議員より多數の大臣を出すに至るあり近くば佛國內閣の更迭を見よ十名の大員中にて衆議院議員より出でしは

司法卿兼教部卿

外務卿

内務卿

大藏卿

文部卿兼美術卿

工部卿

の六人あり

貴族院議員より出でしは

内閣長兼商工務卿

陸軍卿

海軍卿兼植民卿

農務卿

之れに依て見るときの佛國の新内閣の下院即ち衆議院の議員が六分を占め上院即ち貴族院が四分に在ることを知るべし著者が佛國の新内閣の例を茲に出すとき人或は曰はん佛國の共和政治なり共和國の例を以て帝國に及ぼさんとするの不都合亦た太甚しからむやト夫れ然り著者とても共和國の例を帝國に及ぼす可からざることを能く之れを知る然れども政黨内閣の更迭の如きの帝國と雖ども王國と雖ども共和國と雖ども決して異なる所あるべからず著者を以て之れを見るときは我日本帝國も政黨内閣の世となるに於ては右に示す佛國內閣の更迭の如く兩議院の議員が代りて内閣を組織すべきの勿論なり否な兩議院の議員が代りて新内閣を組織することなくんば責任内閣即ち政黨内閣の實を出すことも亦た誠に具の立憲

政体を見ること勿るべきなり果して然りとせば衆議院議員も行々の國務大臣の位地を占むるものなり衆議院議員たる者其職任の重大あるの既にも述る如く論ずる迄もなきことにて今日の府縣會議員の如き権限の狭き者との實に雲泥月露の相違なくんばあらむ加ふるに政黨内閣の更迭に當りては大臣の位地をも占むることある者なれば選舉人たる者の其の旨意を體し以て第一流の政事家を選出せずんばあるべからず政黨内閣を組織するの日に至らば國會議員の大臣の位置を占むるものなるゆへ政黨内閣の組織を望む者の從ふて議員其の適任者を選出することに注意せずんばあらむ若しも彼の著者が所謂

場所慣れて居るとして議員たらんとする者  
一身の榮譽を買ひんとて議員たらんとする者

歳俸旅費日當を目的に議員たらんとする者

双手を以て官私を一掴せんとて議員たらんとする者

などを議員に選出するに至らば是等の人にて政黨内閣更迭の際に新内閣を組織し能ふものとする乎是等の人にて議決の多數を得べき起立の數にの加はるべく議員の頭數にの計へらるべし然れども是等の人々の少しも國利民福を議して國家の爲めに罄さんと欲する者にのあらで只だ一身の名利を圖るに過ぎざるの輩のみあらん堂々たる大日本帝國の國會議場を名利者の集會所となし議員の選舉を名利の競争場となす如きに至るときは夫れこそ害ありて益なく斯くの如き有様とあるに至るときは如何に政黨内閣を熱望するも到底其の實を見ること能はざるべきや疑ふまでもあらざ國民の多數の必を政黨内閣を望むならん果して政黨内閣を望まんとならば其の實を見

ることに注意せざんばあらざ亦た誠に衆議院議員の選出も難さのものなる哉議員候補者其人を得んと欲するの注意決して輕々に看過し去るものにのあらざるなり

情實と謂ふ二字こそ選舉にの忌むべき文字なり私慾と謂ふ二字こそ選舉にの恐るべき文字なり選舉に關する諸々の弊害を除かんため衆議院議員選舉法第十三章に罰則を設けて之れを防がれたる然れども此の罰則も暗々裏裡に經過し去ることありしとも謂ふべからざ而巳ならざ此の罰則を潜り又の此の罰則以外にて瞞着手段と報恩手段とを以て投票せしめんとする輩も多かるべく私利の慾心と狂奔の迷心とを以て投票する輩も多かるべし彼の選舉權もかく被選舉權もなき徒が如何なる手段を行ふも之れにの別に頓着することなしとの謂ふもの、亦た是等選舉權もなく被選舉權もなき局外者流なればとて容易

に度外視するときの却て是等の局外者流の瞞着手段に乗るの輩も出でせとの謂はれまじ否か今日人を籠絡し人を説破するに意を得る者の此の局外者流に多きこと著者の多言を待たざるべし然らば以て局外者流なればとて決して油断すべきものにあらざる可きなり

今日之選舉の競争に幼稚なる時なり然も早既に競争の萌芽を生じて各地方に異状を呈することあるに至る今日にして既に斯くの如くんば選舉期日の前に至らば如何なる點にまで競争を試むるに至るべき乎準備の豫め爲し置くべきものなり故に今日よりして既に競争を試むるに至るも強ち之れを斥けて非難すべきものにはあらざり只だ今日に於て著者が注意を喚起し選舉人たる者の當に警すべきものとするの黨派上の競争即ち公けの競争を専らとして一身上の競争即ち私の競争に眼を着

することなき是れなり黨派上の競争の即ち我黨の勝を占めんとするより起るものあれば之れ無くんばあるべからざるものなり殊に政黨内閣を熱望するもの全く政黨が更迭して内閣に坐するものなるゆへ議決を多數に取るより假令一名の議員たりとも最も必要を感ぜるに至るべく到底黨派上の競争の一日より加はり年一年よりも増すに至らん否か著者の黨派上の競争の益々熾んならんことを欲する者あり之れに反して一身上の競争の即ち名利を私せんとするより起るものなれば其の害や勝げて言ふべからむ其の弊や國家をして必き不幸の淵に陥らしむるに至らん加之レカクノカキノセ一身上の競争の延ヒさて同黨の離散を招く基にて一身上の競争を爲す程の者なれば同黨同志の輩に對するも競争を試むるや必矣豈に弊害の茲に至りて國家の爲め憂慮すべきの極ならずや

著者の選舉人被選舉人諸君に對つて敢て請ふ所あらんとす國會議員を選舉するに宜しく眼を私に注ぐことなく眼を公けに着し各其の我黨内に於て第一流の人材を選出し議場に各其の我黨の勝を占め各其の我黨の内閣を組織することに怠ること勿れ被選舉人たる者にして同黨内に二人以上も議員候補者たらんと欲する者を出すとさ互に協議して誰れを選出すべきかを黨員に問ひ黨員の指す人を以て候補者と假定し他の人々の其の指名されたる人に候補者を讓るべし苟且にも同黨の人々にて己れ選出せられんと欲して互に競争する如きことある勿れ若しも同黨の人々にして相互に競争する如きことあるに於て第一其の黨の結合を傷け黨論を損ひ政黨の本旨に反するに至らん選舉人被選舉人たる者只だ其の人物を崇拜し又己れの私慾に趨する如きことありて我黨の利益を顧みざる

如きことある勿れ

著者が本書を著述するの要旨の只だ選舉人被選舉人に對つて其の選舉の手續を教導するの意にあらざして寧ろ選舉人被選舉人が選舉に際して心得置くべき必要即ち其の資格を有する者の勿論其の資格なき者と雖も先づ國會の何物たること、其の議員の職任の如何程のものたること、を辨知し是等の事を能く服膺して以て選舉せざんば折角の國會も却て國會の有害物たるに至らずやとの憂慮よりして筆を採りたるものなれば本編に入るに先んじて此の總論を前掲せしも止むを得ざる次第あり然るに此の總論の著者が演説の材料にと認め置さしものを其の儘に掲げたるものにて元來國會議員の選舉の私を捨て、公を採れとの演題に出でしものなれば或は此の書の總論として少しく不都合の点あるやも知るべからず讀者幸に



夫れ之れを諒せられよ

第一編 選舉人

第一章 選舉人資格ノ説明

第一款 選舉權ヲ有スル者

選舉人の資格に關しては僅かに衆議院議員選舉法第二章の第六條第七條の二ヶ條に明示せられて一讀瞭然たるが如し然れども往々其の法章を誤解して間違を生ずる者あると聞く依て著者の今茲に選舉權を有するの正變二法を一括し之れを細別して左に説明する所あらんと欲す

第一、選舉人が備へねばならぬと謂ふ資格の正例は左の如し但し左の只だ一を缺くとも選舉の權を有することの能はぬあり(選舉法第六條以下單に第何條とのみ載するの同法なりと知るべし其他の悉く何法第何條と載す)  
一、日本帝國の臣民たること、此の臣民なる二字の固有の

第三號 第三條 第一條 第二條 第三條 第四條 第五條 第六條 第七條 第八條 第九條 第十條 第十一條 第十二條 第十三條 第十四條 第十五條 第十六條 第十七條 第十八條 第十九條 第二十條 第二十一條 第二十二條 第二十三條 第二十四條 第二十五條 第二十六條 第二十七條 第二十八條 第二十九條 第三十條 第三十一條 第三十二條 第三十三條 第三十四條 第三十五條 第三十六條 第三十七條 第三十八條 第三十九條 第四十條 第四十一條 第四十二條 第四十三條 第四十四條 第四十五條 第四十六條 第四十七條 第四十八條 第四十九條 第五十條 第五十一條 第五十二條 第五十三條 第五十四條 第五十五條 第五十六條 第五十七條 第五十八條 第五十九條 第六十條 第六十一條 第六十二條 第六十三條 第六十四條 第六十五條 第六十六條 第六十七條 第六十八條 第六十九條 第七十條 第七十一條 第七十二條 第七十三條 第七十四條 第七十五條 第七十六條 第七十七條 第七十八條 第七十九條 第八十條 第八十一條 第八十二條 第八十三條 第八十四條 第八十五條 第八十六條 第八十七條 第八十八條 第八十九條 第九十條 第九十一條 第九十二條 第九十三條 第九十四條 第九十五條 第九十六條 第九十七條 第九十八條 第九十九條 第一百條

日本人種なると外國より歸化したる人(歸化法に依る)なる  
とを問はず又た族の何たると官に在ると官に在らざると  
を問はず又た戸主にても非戸主にても皆な含みあるもの  
とす  
二男子たること、 女子の如何に學識才能を兼備する者と  
雖ども選舉の權を有せず是れ皆に我日本のみならず文明  
開化の國と稱する西洋にても婦女子に選舉權を與ふる國  
とての未だ公けに布令したるもの見ざるなり  
三年、齡二十五歳以上たること、 此の年齢の計算に就ての  
種々の説ありて或は選舉人名簿調製の期日即ち其年の三  
月三十一日までに滿二十五歳に達せざれば其の年の選舉  
權を欲くと謂ふ者もあれども這の間違の解釋なり其の間  
違なき計算と謂ふの其年の六月三十日迄に滿二十五歳に

第三號 第三條 第一條 第二條 第三條 第四條 第五條 第六條 第七條 第八條 第九條 第十條 第十一條 第十二條 第十三條 第十四條 第十五條 第十六條 第十七條 第十八條 第十九條 第二十條 第二十一條 第二十二條 第二十三條 第二十四條 第二十五條 第二十六條 第二十七條 第二十八條 第二十九條 第三十條 第三十一條 第三十二條 第三十三條 第三十四條 第三十五條 第三十六條 第三十七條 第三十八條 第三十九條 第四十條 第四十一條 第四十二條 第四十三條 第四十四條 第四十五條 第四十六條 第四十七條 第四十八條 第四十九條 第五十條 第五十一條 第五十二條 第五十三條 第五十四條 第五十五條 第五十六條 第五十七條 第五十八條 第五十九條 第六十條 第六十一條 第六十二條 第六十三條 第六十四條 第六十五條 第六十六條 第六十七條 第六十八條 第六十九條 第七十條 第七十一條 第七十二條 第七十三條 第七十四條 第七十五條 第七十六條 第七十七條 第七十八條 第七十九條 第八十條 第八十一條 第八十二條 第八十三條 第八十四條 第八十五條 第八十六條 第八十七條 第八十八條 第八十九條 第九十條 第九十一條 第九十二條 第九十三條 第九十四條 第九十五條 第九十六條 第九十七條 第九十八條 第九十九條 第一百條

達すれば選舉權を有するに欲く所をしとす何とあれば選  
舉の投票の七月一日にして第六條の第二第三にの選舉人  
名簿調製の期日なる十字を載せあるも第一にの其の明文  
なきを以て選舉投票の日までに滿二十五歳に達すれば其  
の權ありといふを正解ありとす故に選舉人名簿調製の期  
日即ち三月三十一日に二十四歳九ヶ月の者の有權ありと  
知るを得べし以上三項の第六條第一  
四選舉人名簿調製の期日より遡りて滿一年以上其府縣内に  
本籍を定めて住居し今後も同じく住居する者たること  
本項の聊か氣取違ひのちしとも謂ふべからざるものあり  
今之れを類別して説明すべし  
〔以〕選舉人名簿調製の期日と其の年の四月一日(第十八  
條)にして夫れより前滿一年と指すもの前年の三月三十

其期中のし  
た但し  
と行中  
旅する  
滞在中  
断する  
に在る  
す  
の  
中  
の  
期

一日を最終の日とするに當るなり讀者誤つて選舉人名簿  
差出の期日なる四月二十日と混淆すること勿れ

〔呂〕 其の府縣内との選舉管理の府縣内を指すものにして  
〔波〕 本籍を定めとの寄留等を含著するものにあらず全く  
本籍を定むることのみ指したるものなり故に孰れの地  
にても只だ其の選舉管理の府縣内あれば市郡の孰れたる  
を指定したるものにあらず然れども次に示す住居といふ  
字の説明と併せて考ふることあくんば或の誤解するに至  
らん

〔仁〕 住居との自宅に在ると同居なると寄留あるとに拘り  
らず或る土地に居を占むることを指すものにして譬へば  
甲郡に本籍の定めあるも乙郡に寄留するとき即ち乙郡  
が住居地にして其の住居地を以て投票地となすものあり

故に本籍の地に住居するからば其地を以て投票の地とな  
し本籍の外〔同府縣内に限る〕の地に住居するならば其地を  
以て投票の地となすものとす

〔保〕 故に假令本籍の某府縣に定めあるとも其の某府縣内  
に一ヶ年以上住居することあくんば選舉の權の缺くるも  
のありと知るべし

〔邊〕 仍引續き住居する者との選舉人名簿調製の際までに  
滿一ヶ年以上其府縣内に本籍を定め住居しあれば可なり  
其後の本籍を定め住居せずとも可なりと謂ふ譯にのあら  
ず選舉人名簿調製後たりとも投票選舉の際に至るまでに  
本籍を他に移すか又の本籍の依然としてあるも他府縣に  
移住する如きことあるに於ての選舉の權を失ふものとせ  
らる注意すべし

第三十三年勅令  
第三條

地租選挙人名簿調製の期日より遡りて満一年以上其の府縣内に於て地租十五圓以上を納め今後も同じく納むる者たること又ハ選挙人名簿調製の期日より遡りて満三年以上其の府縣内に於て所得税十五圓以上を納め今後も同じく納むる者たること 本項も亦た前項と同じく聊か氣取違ひのなしともいふ可らず依て左に類別して説明すべし 借て其の類別説明に先んじて法文に所謂直接國稅あるものハ何を指すかとなるに本年勅令第四十一號を以て之れを地租と所得税との二種に限ることとせられたり依て著者の此の二種を本文として直接國稅なる四字に代へ説明するの解し易さを知り茲に斯くの載せたるなり

〔本項の第六條第二〕  
五選挙人名簿調製の期日より遡りて満一年以上其の府縣内に於て地租十五圓以上を納め今後も同じく納むる者たること又ハ選挙人名簿調製の期日より遡りて満三年以上其の府縣内に於て所得税十五圓以上を納め今後も同じく納むる者たること 本項も亦た前項と同じく聊か氣取違ひのなしともいふ可らず依て左に類別して説明すべし 借て其の類別説明に先んじて法文に所謂直接國稅あるものハ何を指すかとなるに本年勅令第四十一號を以て之れを地租と所得税との二種に限ることとせられたり依て著者の此の二種を本文として直接國稅なる四字に代へ説明するの解し易さを知り茲に斯くの載せたるなり

〔以〕 選挙人名簿調製期日云々の事ハ前項の〔以〕に説明したるを以て今茲に復出せず

〔呂〕 其の府縣内云々の事も前項の〔呂〕に説明したれば復出することなし

〔波〕 地租ハ六期に納むるものありと雖ども強ち地租の納期に編し前年四月二十日の納期までに地租を納むるに於てハ四月一日以後四月二十日までハ賣買讓與の登記を経て資格を有するものなりと誤解する者なきにあらざ斯く誤解するときは忽ちにして資格を有すべからざるゆへ能く左の正解を過つことなく資格を計算すべきあり

一 賣買讓與にかゝる土地ハ前年の三月三十一日までハ登記を経ることなくハ四月一日に至り登記を経るも翌年の選挙權資格ハなきものあり  
二 假令前項の如く所有權ハ三月三十一日迄に移轉し登

地租選挙人名簿調製の期日より遡りて満一年以上其の府縣内に於て地租十五圓以上を納め今後も同じく納むる者たること又ハ選挙人名簿調製の期日より遡りて満三年以上其の府縣内に於て所得税十五圓以上を納め今後も同じく納むる者たること 本項も亦た前項と同じく聊か氣取違ひのなしともいふ可らず依て左に類別して説明すべし 借て其の類別説明に先んじて法文に所謂直接國稅あるものハ何を指すかとなるに本年勅令第四十一號を以て之れを地租と所得税との二種に限ることとせられたり依て著者の此の二種を本文として直接國稅なる四字に代へ説明するの解し易さを知り茲に斯くの載せたるなり

第四條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第五條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第六條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第七條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第八條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第九條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第十條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第十一條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第十二條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第十三條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第十四條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第十五條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第十六條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第十七條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第十八條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第十九條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第二十條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第二十一條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第二十二條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第二十三條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第二十四條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第二十五條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第二十六條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第二十七條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第二十八條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第二十九條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第三十條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第三十一條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第三十二條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第三十三條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第三十四條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第三十五條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第三十六條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第三十七條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第三十八條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第三十九條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第四十條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第四十一條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第四十二條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第四十三條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第四十四條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第四十五條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第四十六條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第四十七條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第四十八條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第四十九條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し  
 第五十條 入地買  
 租主の地  
 地主の地  
 地租の納  
 税資格に  
 算入すべ  
 し

記を經たればとて只だ其の登記を經たるのみにての資格  
 を有するものにあらずとす三月三十一日迄に登記を經而  
 して翌年の三月三十一日迄に十五圓以上の納税を爲した  
 る者を以て始めて資格を有する者なりとす  
 〔仁〕 所得税に就ても尙ほ前例と異なることなし然るに明  
 治二十三年の選挙に當りての一の例外法を施されたり選  
 挙法第一百條に「選挙人名簿調製の初年に限り所得税施行  
 以來第六條に規定したる納税額を引續き納完したる者の  
 其の納税資格の期限に充つるものと見做すべし」とあり而  
 して所得税の明治二十年七月一日より施行せられ翌年三  
 月より納税するものなるゆへ明治二十三年四月一日なる  
 最初の人名簿調製期日まで二年に過ぎず到底三年に足  
 らざるゆへ初年に限り三年に足らざるも税法施行の當時

即ち明治二十一年三月より納税し來りし者ならば選挙權  
 を有するものなりと特例を定められたり此の特例の明治  
 二十一年三月より納税し來りし者に許されたるものなれ  
 ば其後より納税を始めたるものに洽當する特例にあら  
 ざるなり  
 〔保〕 直接國税ある地租と所得税との制限に關してハ〔波仁〕  
 に於て説明したれば讀者の了得せしならん然るに斯く地  
 租と所得税とを分ちて説明したるものハ全く解明に易か  
 らんためにせしものにて地租ならば地租のみ所得税なら  
 ば所得税のみと分界を立て、混淆を防ぎたるの謂にあら  
 ば法文にハ單に直接國税とあるにより地租と所得税と孰  
 れにても十五圓以上あらばよろしく又た地租と所得税と  
 合して十五圓以上にてもよろし宜しく是等を誤解すること

と勿れ

〔邊〕仍引繼ぎ納むる者云々の前項邊の説明と其の意同じ  
ければ茲に復説せむ

〔本項の第六條第三〕

第二 選舉人の資格を有すべき特例の左の如し

一家督相続にて受けたる財産の其の財産の權義共に相続人  
に移るものにて相続以前の權義をも負擔せざるべからざ  
るものなるゆへ家督にて財産を相続したるとき其の相  
續人の選舉權中納稅義務の制限に關して前所有主より  
受け繼ぎて資格を算出すること定めらる〔第七條〕

二赦免と謂ふ二字ころ頗る解釋に困難なりしものなりし〔第  
十四條四五六〕此の赦免と謂ふ二字の大赦特赦共に通用す  
べき文字にして假令大赦に遭ふて復權するとも選舉の權

を有することなしとの説もありしが結局高知縣の伺にて  
之れを固むることを得たるなり即ち此の赦免に大赦の  
含蓄せむ大赦に遭ふとき全く罪の消滅して公私の權を  
復するものなれば之れをしむ此の制縛限内に入るゝの譯  
にあらず假令特赦たりとも復權せらるゝより此の制縛  
の免るゝものなりとす

三陸海軍人の現役の勿論休職停職に在るものと雖も選舉  
權なきこと選舉法第十五條に明文あり然るに其の罷職  
非職又の後備豫備の名籍に在る軍人の選舉の權を有する  
あり又た軍属も無論選舉權あるものなるべし

四華族の當主の衆議院議員の選舉人たることを得ざるの選  
舉法第十六條に明文あり依て當主の貴族院の外選舉被選  
舉共に權なければむ非戸主にして選舉の資格あるとき

選舉權を有するや勿論ありとす

五官吏たりとも選舉權にハ制限あることあり

六府縣の官吏にして假令其の管轄區域内なればとて選舉權

にハ制限あることなし

七郡の官吏亦た前項の如し

八選舉の管理に關係ある市町村の吏員にて而も其選舉區な

ればとて選舉權に制限ハあらざるなり

九神官○諸宗の僧侶○宗教に關する教師是等も選舉權ハ有

するものなり

〔以上五、六、七、八、九ハ第九條乃至第十二條の裏面〕

第二款 選舉權ナキ者

前款に示したる有權者を除くときハ他の皆ハ無權者なるべけれども今茲に其の無權の理由を類別説明するの必要あるを感

じ故らに此の一款を説けて左に説明すべし

第一 選舉人たるの資格なき者左の如し

- 一 瘋癲白痴ハ選舉權なきものあり抑も瘋癲白痴なる者ハ之れを一時疾病中に加ふべきものにあらざり學生の疾病なりといふべきなり故に著者の停止の部に加へてして故らに茲に置く然れども若しも幸にして快氣せしに於てハ素より選舉權を欠くの一要素とすることハ勿るべきなり〔第十四條一〕

二 重罪の刑に處せられたる者ハ終身公權を剝奪せらる其の公權を剝奪せられたる者ハ無論選舉權を有すること能はず然れども剝奪公權にも復權なきにあらざり此の例外ある特典に遭ふときハ有權者となるべきなれども此の例外ある特典に遭ふことなくハ無選舉權者として終るのみ〔第

十四條三

三華族の貴族院の議員たるが當然のものなれば衆議院の議員選舉に關すべきものにあらざ依て華族の當主たる者の選舉權を有すること能はざるなり〔第十六條〕

四前款第一なる資格の一にても有せざる者〔第六條を參看すべし〕

五身代限の處分を受けたる者の之れが義務を免るゝことなくんば終身選舉權を有することなきを以て正例なりとす

〔第十四條二〕

第二 選舉人たるの資格を停止せらるゝ者左の如し

一前款第一なる資格を缺きて再び其の資格を得るに至るまで〔第六條を參看すべし〕

二公權を停止せられたる者の選舉權を有すること能はざる

ものなり選舉權の如きの即ち公權あれば停止中の選舉權を缺くものなりとす〔第十四條三〕

三禁錮の刑に處せられたる者舊法に依り一年以上の懲役に處せられたる者舊法に依り國事犯禁獄の刑に處せられたる者賭博犯に由り處刑を受けたる者は等の輩は其の刑の満期の後ち全三年を経ることなくんば選舉の權を復すること能はざる者とす然るに茲に一の疑問あり若しも附加刑たる監視の附することあるとき其の監視の満期後三年を経ざるべからざるか又ハ監視の有無に拘らざ本刑の満期後三年をさへ經れば監視の其の三年の中に在るも差支へざる乎ト著者の斷じて後問を取らんとす何となれば公權を停止せられたる者の復權後直ちに選舉權を有し能ふものなれば此の三年の文字にハ監視も含み居るもの



なりと解して可なるべし又た彼の附加の罰金を禁錮又ハ  
 拘留の刑に換ゆる時も矢張り此の換刑ハ監視と同じく本  
 刑以外のものなれば三年の文字にハ換刑の拘留禁錮も含  
 み居るものなりと解して可ならんのみ(第十四條四、五、六)  
 四前項に示す所の諸刑にして刑期中に赦免せらるゝときハ  
 其の赦免の時より算へて三年を経ざらんハ選舉權を有する  
 こと能はざるものとす其赦免の二字に就てハ第一款第二  
 第二項に説明したれば茲にハ言ハる(三十六頁)而して彼の  
 無期流刑の囚五年を経て免<sup>○</sup>幽<sup>○</sup>閉となりし者、有期流刑の囚  
 三年を経て免<sup>○</sup>幽<sup>○</sup>閉とありし者、重罪輕罪の刑に處せられた  
 る囚徒刑期四分の三を経て假<sup>○</sup>出<sup>○</sup>獄となりし者、無期徒刑の  
 囚十五年を経て假<sup>○</sup>出<sup>○</sup>獄となりし者、是等ハ素より赦免の部  
 に入るべきものにあらざれば是等ハ假出獄免幽閉中と雖

ども矢張り刑期中に入るべきものなり之れに反して刑法  
 第六十四條第六十五條の明文なる復權を得し者の三年間、  
 無選舉權なりとの制裁ハ免れて直ちに選舉權を有するも  
 のなりとす(第十四條四、五、六)

五選舉法第十三章罰則第一百一條に「前數條の罪を犯し禁錮以  
 上の刑に處せられ又ハ再ハ罰金の刑に處せられたる者の  
 三年以上七年以下選舉權及被選舉權を停止す」といふ附加刑  
 を置かれたり依て此の附加刑に處せられたる者の其の附  
 加刑期中選舉權を停めらるゝや勿論なり(第十四條七)  
 六陸海軍人の現役中ある時、休職なる時、停職なる時の共に選  
 舉の權なし(第十五條)

七刑事の被告人となりて拘留中ある時、保釋中ある時にハ其  
 の被告事件の裁判確定して無罪、免訴、拘留の刑、科料の刑、罰

金の刑の孰れかに落着するまでの選舉權を俾めらるゝなり故に假令刑事の被告人となることも拘留せらるゝことあるが依然選舉權に影響を及ぼすこと勿るべし然るに法文中に責付の二字を見ざるを以てするときの責付中の者の選舉權を行ふことを得べしと解する者もあるからん然れども責付の保釋と其性質異なるものにあらざして治罪法中にて保釋の部中に責付の一ヶ條を加へある位の事なれば責付中の者の保釋中の者と同じく其の裁判確定に至るまでの選舉權を行ふことを得ざることとせられたるや論を俟たざるべし(第十七條)

## 第二章 選舉ノ手續

### 第一款 議員候補者選定ノ準備

既に總論にて述べたるが如く我日本今日の有様の孰れの地

方にては議員選舉の事を言ひざるものなく到る所として議員候補者たらんと狂奔癡走する者あるに至る是の時に當りて選舉人たる者の候補者選定の準備を爲し置かざんば投票の當時に於て事の意外を見るに至らざと謂ふべからざ準備と何ぞや我黨員中にて第一流の人を選び各其の我黨員中の第一流の人を選出せんと欲する是れなり若しも誤りて他黨の人に投票する如きことありては我黨論を貫くの妨害ともなるべく延きて我黨の内閣を組織するの妨害ともなるべし故に地方の人材を擧ぐるの勿論なれども強ちに人材にのみ眼を注ぐべからざ其の人材の如何ある主義を政治上に抱く者なりやどのことを最初に鑑別せざんばあらざ若しも其の人材にして我黨の主義と異なる人なりせば假令其人の如何に學識技能を有し經驗に富みたる者なればとて必き此の人を選ぶことなく假令學識技

能の劣り経験に貧きにもせよ我黨員中より選出せむんばあ  
 る著者が茲に第一流の人材と指すもの其の地方にて主義を  
 問はざるの第一流の人材といふにあらば其の我黨員中にて  
 の第一流の人材を指したるものなり故に選舉人たる者我黨と  
 いふ二字と我黨員中の第一流の人材といふ十一字とを忘るゝ  
 こと亦く間違ふことなく能く我黨員中の人材を選擇するに怠  
 ること勿れ著者が我日本にて現今政黨と指すもの如何なる  
 種類なりや其の小異の夥多あるべけれども大同派と自由黨と  
 保守派と改進黨とを推さむんばあらざるなり  
 議員候補者其の人を選出せんと欲し之れが誘引を爲さんには  
 其の候補者たる可き人材を指名せんよりの先づ我黨論を擴張  
 し我黨員を募り而して其の黨員中にて候補者たる可き人材を  
 選擇すべし若しも左亦くして我黨論を以て選舉を固むること

亦く先づ其人を指名して誰れ彼れを問はず只だ其人を選出す  
 べしとのみ誘引する如きに至らば或の一時其の誘引に應ずる  
 者も多かるべし然れども斯く主義を固めざるの輩を誘引して  
 一時我が味方に付けたればとて主義の固まらざる輩亦れば今  
 日の大同團結派に味方するも明日の却て改進黨派に味方する  
 等の俗に内股膏藥うちまた かつやくとならずといふべからず或の主義の固まら  
 ざる輩亦れば利益に迷ふて同道を踏まざるともいふべからず或  
 の城狐社鼠の輩ありて容易あらぬ害を來たさざるともいふべか  
 らず到底主義を固むることなくんば我が誘引に應じたればと  
 て少しも油斷のならぬものなり故に宜しく主義を固めて而し  
 て其の人を選擇なさしむべし世の選舉人たる者の只だ其の人  
 を指名して後禍を招くことなく主義より入りて候補者其の人  
 を選擇することに怠ること勿れ

演説を以てし談話を以てし人をして我主義に誘引し而して候補者を選挙する可なり著者の彼の陰險の手段に依り人を籠絡し人を誘惑するを以て其の弊害の恐るべきものなりと考ふるあり選挙に就ての弊害の選挙法第十三章に罰則を設けて之れを防がれたる故に

選挙資格に必要な事項を詐稱して選挙人名簿に記載せられたる者(第八十九条)

他人に投票を得せしめん目的を以て直接に間接に金銭物品又の手形等を授與し又の授與することを約束したる者(第九十條)

全上の目的を以て直接に間接に公私の職務を授與し又の授與する事を約束したる者(第九十條)

他人の爲めに投票を爲すことを抑止するの目的を以て前二

項の如く爲したる者(第九十條)

前三項の授與又の約束を受けたる者(第九十條)

其の授與又の約束を受けて投票を爲し又の投票を爲さる者亦同じ(第九十一條二項)

前諸等の目的を以て選挙人に暴行を加へたる者(第九十二條)

選挙人を強迫するため多衆を嘯聚したる者(第九十四條一項)

投票所を騷擾するの目的を以て多衆を嘯聚したる者(第九十四條一項)

選挙會場を騷擾するの目的を以て多衆を嘯聚したる者(第九十四條一項)

投票函を抑留するの目的を以て多衆を嘯聚したる者(第九十四條一項)

投票函を毀壞するの目的を以て多衆を嘯聚したる者(第九十

四條一項

投票函を却奪するの目的を以て多衆を嘯聚したる者第九十  
四條一項

右五項の情を知て嘯聚に應じ勢を助けたる者第九十四條二  
項

右六項の犯罪者戎器又ハ兇器を携帯したる時第九十四條三  
項

選舉の際管理者に暴行を加へたる者第九十五條一項

選舉の際立會人に暴行を加へたる者第九十五條一項

暴行を以て投票所を騷擾したる者第九十五條一項

暴行を以て選舉會場を騷擾したる者第九十五條一項

暴行を以て投票函を抑留したる者第九十五條一項

暴行を以て投票函を毀壞したる者第九十五條一項

暴行を以て投票函を却奪したる者第九十五條一項

右七項の犯罪者戎器又ハ兇器を携帯したる時第九十五條二  
項

右七項(前項を除く)の犯罪に付き多衆を嘯聚したる時第九十  
六條一項

其情を知て嘯聚に應じ勢を助けたる者第九十六條二項

右等の犯罪のため戎器又ハ兇器を携帯したる時第九十六條  
三項

戎器又ハ兇器を携帯して投票所に入りたる者第九十八條

戎器又ハ兇器を携帯して選舉會場に入りたる者第九十八條

演説を以て人を教唆し右等の罪を犯さしめたる者第九十七  
條

新聞紙を以て人を教唆し右等の罪を犯さしめたる者第九十

七條

文書を以て人を教唆し右等の罪を犯さしめたる者第九十七條

他人の姓名を詐稱して投票を爲したる者又ハ選舉人たることを得ざる者が投票を爲したる時(第百條)

立會人正當の事故なくして義務を缺くとき(第百二條)

其外刑法に正條ある者(第百三條)

是等の犯罪者の即ち法律の制裁を受くる者なるゆへ敢て著者の言ふ迄の事もなければ巧言以て人を瞞着し報恩手段を以て人を釣る如き陰險の誘導ハ社會の爲めに害を流し徳義を破るの甚だしき者なりと謂ふべきなり斯くの如き陰險手段を行ふ者の必ずや陽發し能はざるの事情のあるよりして茲に至るものなれば其の心思や破徳にして其の行や拙劣なり故に陰險

手段を行ふ者あることを知るに於てハ務めて之れが所行を説破し公然の選舉を爲さしめずんばあらず演説に新聞紙に文書に是等に依て公然黨論を擴張し黨員を選舉せしむる如きハ之れぞ即ち政黨の競争にして少しも恥る所なく否を實に立派ある所行ありといふべし  
世にハ演説に新聞紙に文書に是等によりて公然黨論を擴張し黨員を選舉せしめんとする者を指して拙劣手段なり卑賤手段ありといふものなきにあらざ然るに其の評を下す人の果して眞に公平正直の行を以て少しも陰險の手段を行はざるか是等の人こそ公然の所行なき代りに却て拙劣卑賤なる陰險手段を行ふや必矣之れ即ち著者が所謂社會を害し徳義を破るの甚だしきもの陰險手段を行ふ者の己れ公然黨議を張ること能はざるの劣等者流なるか又ハ黨勢微々として到底敵すべからざる









地市長町村長の保証書、所得税十五圓以上を納むること  
の其の地市長町村長の保証書、戸籍簿の寫、家督により財  
産を相續したるの証、身代限の處分を受けたるも負債の  
義務を免れたるの証、選挙法第二十條の届出を正當の事  
故に依り後れたるの証等、都て斯くの如き証とあるべき  
ものを指すあり

を具へて縦覽の期限内即ち其の年の五月五日より五月二  
十日迄の間に選挙長に之れが改正を請求すべし〔第十三條  
一項〕

〔注意〕 前款にも注意を加へたる如く人名簿の縦覽の最も  
必要なるものにして先んじて縦覽調査することなくんば  
あらき若しも等閑に付して縦覽期限の一兩日前に調査し  
脱漏又ハ誤載を發見したるとも其の納税地が遠方あると

きハ最早改正の請求を爲すの間にハ合ハざるべし何とな  
れハ改正の請求ハ縦覽期限内即ち毎年五月二十日迄に必  
き爲すべきものにて若し二十日を經過するに於てハ改正  
の請求を爲し其の請求が假令正當の申立なるにせよ其の  
申立の効力を失ふものなればなり豈に注意せざるべけん  
や〔第二十三條二項〕

二前項の如く選挙長ハ脱漏又ハ誤載に付き改正請求の申立  
を受けたるときハ其の申立を受けたる日より二十日以内  
に之れが判定を下すものなりとす其の審査及判定の手續  
ハ左の如し

〔以〕 脱漏の申立なるときハ其の理由と証憑とを審査し其  
の申立を不當なりとせば只だ申立人に其の判定を送るの  
みなれども其の申立を正當なりとせば直ちに選挙人名簿

に其の人名を記載し申立人の勿論本人所在地の町村長又  
の市長又の區長に正當なりと判定せし理由を通知し選舉  
區内への別に其の旨を告示するものなり(第二十五條第二  
十六條)

〔呂〕 誤載の申立なるとき其の理由と証憑とを審査し選  
舉長に於て必要なりとする場合に申立人又の被告人  
茲に被告人と指すの申立人の對手あるゆへ人名簿調製  
の任に當る者又の誤載の人を指すものなるべし  
を召喚して之れを審問し其の申立を不當なりとせば只だ  
申立人及被告人に其の判定を送るのみあれども其の申立  
を正當なりとせば直ちに其の人名又の事項を削除し申立  
人及被告人の勿論被告人所在地の町村長又の市長又の區  
長に誤載なりと判定せし理由を通知し選舉區内への別に

其の旨を告示するものなり(以に同じ)

### 第三

選舉長の判定に不服あるとき

一前に説きたる如く選舉長が脱漏又の誤載の判定を下すも  
申立人又の被告人に於て其の選舉長の判定に不服なると  
きハ行政の處分の茲に停め其の不服人の選舉長を被告と  
して管轄の始審裁判所又の其の支廳に出訴することを得  
るなり其の訴訟の手續ハ通常の訴訟手續と異なること勿  
るべし然れども其の執行ハ停止せむ(第二十六條)  
二其の期限ハ選舉長の判定を下したる日より七日以内あり  
とす(第二十六條)

三始審裁判所又の其の支廳ハ訴訟を受取りたるときハ他の  
訴訟の順序に拘りらす他の訴訟を差置きて迅速に之れが  
裁判を下すべきものなり(第二十七條)

第三十三年勅令  
第三十三條  
選舉長の判定に對する訴訟の審判所ハ其の對する判決の上を以て執行を停止せしむ

第四 始審裁判所の裁判に不服なるとき

一 始審裁判所又ハ其の支廳が下したる裁判言渡に不服ある  
とも控訴することハ許されざるあり〔第二十八條〕  
二 然れども其の不服なるときハ大審院に上告することハ許  
されたり此の時も通常の上告手續に依るべし但し執行ハ  
停止することなし〔第二十八條〕

第五 裁判の確定

一 裁判確定申立人不利なるときハ素より夫れにて止むのみ  
〔第二十九條〕  
二 然れども裁判確定して脱漏又ハ誤載なりと決し改正する  
ときは  
〔以〕 選挙長ハ裁判言渡書の送達を受けたるより二十四時  
間内に人名簿の其の一部を改正すべし

第三十三年勅令  
第十四條  
選挙人名簿  
の確定  
後  
其の  
区域  
外  
に  
は  
轉  
任  
し  
た  
り  
し  
る  
地  
の  
前  
住  
民  
に  
於  
て  
は  
投票  
所  
に  
向  
し  
て  
投票  
す  
べ  
し

〔呂〕 選挙長ハ其旨を申立人又ハ被告人所在地の町村長又  
ハ市長又ハ區長に通知すべし  
〔波〕 選挙長ハ其旨を其の選挙區内に告示すべし〔以上第廿  
九條〕  
三 前項の改正ハ人名簿確定の後ちたりとも無論改正すべき

第六 選挙人名簿の確定

毎年六月十五日を以て人名簿の確定期限と定められたるも  
のなれば確定後の決して之れが改正を爲すべからず次年の  
人名簿調製の日までの必き据置くべきものとす故に他より  
如何なる申立を爲す者あるとも確定後の採用せらるべきも  
のにあらざ  
確定後に人名簿の改正を爲すハ只だ裁判言渡に依りて之れ







投票所を管理する者は、選挙人名簿を提出し、その姓名を記載し、次に選挙人自己の住所を記載して之れに實印を捺すべし（第三十八條二項）  
選挙人の代理人を出すべからざる者なりと  
若し選挙人が文盲にして姓名を自ら書し能はざる者なりと  
其の旨を投票所に於て町村長又の市長又の區長に申出  
づべし然るときは町村長又の市長又の區長に其の役場又の  
役所の吏員に代書せしめ選挙本人に之れを讀み聞かせ之れ  
に其の選挙人の實印を押捺するものとす此の場合に其の  
旨を投票明細書に記載するものあり（第卅九條）  
而して其の投票の選挙人自ら投票函に投入すべし假令代書  
の分たりとも投入の必き自ら爲すものなりとす  
一選挙區にて二名以上を選挙するものなきは一枚の投

投票所を管理する者は、選挙人名簿を提出し、その姓名を記載し、次に選挙人自己の住所を記載して之れに實印を捺すべし（第三十八條二項）  
選挙人の代理人を出すべからざる者なりと  
若し選挙人が文盲にして姓名を自ら書し能はざる者なりと  
其の旨を投票所に於て町村長又の市長又の區長に申出  
づべし然るときは町村長又の市長又の區長に其の役場又の  
役所の吏員に代書せしめ選挙本人に之れを讀み聞かせ之れ  
に其の選挙人の實印を押捺するものとす此の場合に其の  
旨を投票明細書に記載するものあり（第卅九條）  
而して其の投票の選挙人自ら投票函に投入すべし假令代書  
の分たりとも投入の必き自ら爲すものなりとす  
一選挙區にて二名以上を選挙するものなきは一枚の投

票用紙に被選人を連名にて記載するものなりとす（第四十條）  
〔注意〕議員の選挙の投票に依て決するものなれば其の投票  
を爲すに當りては最も注意して誤謬なきに至らしめせん  
むらさ其の誤謬なきよふ注意すべしといふの第一に投票用  
紙に誤記することなく且つ文字を明らかに記するにあり若  
し讀み難き文字あるか書損などあるときは忽ち其の投票  
の無効に候し折角辛苦して計劃せし候補者の指定も爲めに  
畫餅に属せよといふことあるべからざる投票の際に或の周章  
狼狽し或の熱心狂奔し爲めに投票の効力を失ふ如き輕忽の  
所爲なきよふ注意に注意を加ふべきなり選挙法第五十一條  
に無効に属すべき投票を示されたり即ち  
一選挙人名簿に記載なき者の投票選挙人名簿に記載なき者  
の假令選挙資格を全有する者たりとも選挙人たること能





記載し之れに捺印するの外一切他の文字を記載すべからざるものなり若しも其他の文字を記載したるに於て其の投票の無効なりとす但し被選人の指名を誤らざる爲めに官位職業身分住所を附記する如き又ハ被選人の名下に横殿君氏などの敬稱を用ゆるハ無効の限りにあらず七一の投票にして被選人の定員より多き姓名を列記したるも之れを直ちに無効とせざれども其の定員に超へたる丈けの末尾より逆に遡りて除名するものあり第五十四條一項

八前項に反して連名投票なるときに被選人の記名が定員に足らざる時の現に記載しある者のみを以て計算せらるゝあり故に二名以上の連名ある時に其の連名が同人なりし時にハ假令幾回復記しあるも之れを一人として計算する

ものなりとす

茲に一言を附すべきものあり選舉人自己の姓名を投票用紙に記載して己れ一人にて選舉人と被選人とを兼ねたる時に該り此の投票の無効なりや有効なりやといふ事は是れなり法律中に斯くの如き投票を無効とするの明文なきを以て見るべきの素より有効のものたらざるを得然れども投票の性質よりして考ふるべきハ我れと我が身を己れにて選舉するといふ如きの餘り立派ある話なりといハ謂ハれまじ去りながら法律にて無効とせざる限りハ有効投票にハ相違なかるべし只だ徳義上斯くの如き奇怪の投票の生ずることなきを欲するなり

第二 市長區長町村長と立會人との投票に關する取扱方  
選舉の當日開始の時限を過るときハ投票函に曖昧の事なく

全く公正なりとの事を明かにせんため町村長又ハ市長又ハ  
區長ハ立會人と共に參會したる選舉人の面前にて投票函の  
蓋を開き函中の空虚ありとの事を示すものなり此の手續の  
終るや投票を始むるものなりとす(第三十六條)  
是より前後に町村長又ハ市長又ハ區長ハ左の職務を行ふも  
のなりとす

一 選舉人名簿と選舉人との對照(第三十七條)

二 投票用紙を各選舉人に交付すること(第三十八條)

三 選舉人文盲あるときハ役場又ハ役所の吏員に命じて代  
書を爲さしむる事(第三十九條)

四 代書の場合にハ其由を投票明細書に記載すべし(第三十  
九條)

五 選舉人名簿に記載なき者が裁判官渡書を携帯して選舉

の當日投票所に來りたる時ハ無論選舉の權あるものな  
るゆへ之れに投票用紙を與へ而して其由を投票明細書  
に記載すべし(第四十一條)  
六 選舉法第十一章即ち投票所取締と第十三章即ち罰則と  
ハ兼て投票所に貼示し置くものなり(第一百五條)

### 第三 投票所の取締

一 投票管理の町村長又ハ市長又ハ區長ハ投票所の秩序を保  
持し必要ある場合にハ警察官吏の處分に付することを得  
るものなり(第六十九條)

二 投票所に入ることを許さざる者ハ左の如し

〔以〕 凡て戎器を携帯する者 (第七十條)

〔呂〕 凡て兇器を携帯する者

〔波〕 選舉人に非ざる者(第七十一條)

廿三年勅令  
第三十六號  
投票所管  
理者は投  
票所に入  
場し投票  
券を封入  
し投票日  
の五日前  
に之を各  
選舉人に  
配付すへ  
入場券の  
交付を受  
けざる選  
舉人は之  
を請求す  
ることを  
得ることを  
此の規則





となき筈なり然るに島嶼にありての陸地の如き類に至らざればし故に是等の情況ある島嶼に當りての人名簿確定の日即ち毎年六月十五日より選挙の期日即ち毎年七月一日迄の間に於て七月二日迄に必き送致し能ふべき投票の期日を豫め定め置き選挙會の期日即ち通常なれば七月三日迄に其の投票函と投票明細書とを送致することに府縣知事より定むるものなり(第四十五條)

〔第五款の注意〕投票の頗る弊害の起り易きものにして殊に衆議院議員の選挙に當りての其の弊害の百出するや今より觀るが如し時態の變遷し世の開明に趣くに伴れて人々競争の心を起し我が手に收握せんと欲するの免るべきものにあらざり亦た善みすべきものなり府縣會議員の選挙の如き兩三年前よ

り競ふて選挙を争ふに至りしも二三の縣を除くの外は未だ甚だしきに至らざりしなり昨年市町村制の實施に際し市町村議員の選挙市町村長の選挙等に至りての漸くに其の競争の熱度を増加し或の訴願に或の告訴に到る處として多少の葛藤紛議を生ぜざる所とてのなく甚だしきに至りての一揆の萌しある程にまで達したりとかや豈に驚かざる可けんや是等の或の主義上の競争よりするものも幾分か無きものにあらざる可けれども多くの是れ主義上の競争にあらざりて名利上と嫉妬上とに基くものならん果して然りとせば市町村會議員選挙の未だ以て政治思想の發生したるが爲めなりとの謂ふ可からざれども亦た幾分か爲めに政治思想の發生を促したるものありと謂ふべからざる見よ見よ其の葛藤紛議の起因を見よ選挙掛が不法の處置選挙會場に他人の入來る投票の代書投票の偽造選挙會場

にての協議、選挙會場にての勸誘、投票の賈買賄賂横行、選挙の強迫、威力の選挙、崇拜の選挙等に出るもの多きが如し然らば以て政治思想の皆無なりとの謂われまじ政治思想の有ればこそ斯る紛議の起るに至るべきあり殊に又た前掲の如き弊害の從來とても有勝ちの姿なりしも誰れもこれを許く者あかりしに昨年に至りて頓に斯くの如く非を責め理を達せんと欲するに至りしもの憲法の發布と國會開會の僅か一年に迫りたるとの原因なりと謂ふべきなり然らば本年の衆議院議員の初期選挙に當り其の競争の熾んなんと葛藤紛議の百出するとの半ヶ年に迫るの今日より鏡に懸けて見るが如し著者の前述する如く競争の少しも頭痛に病まき旁に頭痛に病まざるのみあらま却て政治思想の發達なりと欣賀するの外なければも彼の葛藤紛議の原因たる前掲の弊害の著者の眼を遮ることなく著者の耳聒

第三十條  
 選挙長及  
 投票所管  
 理者故障  
 あると認め  
 是の官吏  
 又は其の  
 属する者  
 をして其  
 の事務を  
 代理せし  
 むることを  
 得

を貫くことなく斯くの如き弊害の箝除し盡し以て公正なる投票を爲さんことを望む所なり仰き望むらくは投票前に十分の競争を爲し既に投票を爲すの場合となりての喧譟に渉る如きことなく法を守りて正當なる投票あらんことを依て聊か茲に注意を促す

第六款 選挙會ノ準備

第一 選挙長

一一市を一の選挙區と爲す場合に其の市長の選挙なり但し此の時の市長の選挙長と投票管理とを掌る〔第二條〕  
 二市と郡と合して一の選挙區と爲したる場合に其の市長又ハ郡長を府縣知事より命じて選挙長たらしむるあり〔第三條〕  
 但し市長が選挙長となりたる時の其市の投票管理をも兼ね郡長が選挙長となりたる時の市長ハ單に投票管理者た





第九十  
第四 禁令の貼示

選挙会場にハ選挙法第十一章投票所取締第六十九條より第七十七條に至る及第十三章罰則第八十九條より第一百四條に至るの全文を記載して之れを貼示すべし(第百五條)但し第十章なる投票所取締の法條にハ選挙會に用なきものなきにあらざれども法文に其の別を爲さざるゆへ茲に區別をせむ選挙人が選挙會の參觀を求めし時に當りては其の取締は選挙法第十一章第六十九條より第七十三條に至るまでの規則に照して選挙長が此の處分を爲すべきものなりとす(第七十七條)

第五 市區町村に依ての區別

一市を以て一選挙區と爲すの場合にては市長ハ選挙長と投票管理とを兼ねるものなるゆへ町村の如く町村長が投票函

と投票明細書とを選挙管理の郡役所又は市役所又ハ區役所に送致する如き手数なきものなり故に立會人として選挙委員と爲すにも只だ其の市の立會人をして抽籤せしむるを以て可なりとす

市内の區を以て一選挙區と爲すの場合に於て區長の職任に於ける亦た前項の如し

然れども市郡を合して一選挙區と爲すの場合數區を合して一選挙區と爲すの場合に於て市長又は區長の職任は前二項の如く兩職を兼ねる者と只だ投票管理にのみ止るものとは別るなり

第六 選挙會の期日

選挙會の期日は通常臨時共に何月何日との明文ハなければ

投票の翌日投票函と投票明細書とを送致するの明文あり  
〔第四十四條〕

投票函送達の翌日各投票函を開くとの明文あり〔第四十八條〕

之れに依て見るときは通常にて投票日の毎年七月一日なる  
ゆへ其の翌日即ち七月二日に投票函を送致し其の翌日即ち  
七月三日に投票函を開くものなれば通常の選挙會の毎年七  
月三日ありと知るべし

第七 選挙人の參觀

投票の有効と無効との投票函を開き其の投票を檢閲せし上  
ならでハ分明ならざるものなりとす而して其の投票の有効  
と無効とを別つことに就てハ頗る議論の起るべきものにて  
僅かに一枚の投票が無効とありし爲め當選せざる如きこと

もあるべく僅かに一枚の投票が有効となりしに依り當選せ  
りといふ如きこともあるべく實に選挙の競争ハ毛髮の差を  
以て勝敗をも決すべきものなれば宜しく投票函を開きて投  
票の効力を別つ時に着目せざんばあらん若しも其の効力の  
有無を別つに當り疑義を生じる如きことあるに於てハ參觀  
の選挙人の其の申立を爲すの道も開かれ且つ當選訴訟の法  
も定められあるゆへ投票の開函ハ投票の時よりも大切なる  
ものなりと覺悟し選挙會に冷淡なることなく選挙の熱度を  
選挙に會に加へ後悔勿らしむべきなり選挙法第五十條にて  
選挙人の各其の選挙區の選挙會に參觀を求むることを得と  
の明文を掲げられたるからハ苟も選挙人たらんものハ選挙  
を他視することなく自我のものなりとして必ず參觀を求め  
選挙會の當と不當とを觀別し若しも選挙會に於て公平を維





の決定に對し異議  
なる者又  
は第七條  
六條の十  
票所管の  
者對し不  
服を起す  
は開始に  
訴を起す  
と得るに  
の場合に  
於ては選  
擧法第二  
十條第六  
例に依る

ハ選舉會場以外あらバ異議の申立を爲し得るもの、如し然  
れども這ハ餘りに文字に拘泥したるの説なりと謂ふべし何  
となれば選舉長及選舉委員ハ選舉會場以外に於て是等の事  
をも爲すべき職任あるものにあらざればなり故に本書の次  
篇「當選訴訟」の章に説明したる如く選舉法第十二章に當選訴  
訟の法條を置かれ裁判上の訴訟の道を開かれたり  
著者の斯く思ふと雖ども選舉法第五十二條の法文ハ果して  
選舉會場以外ならバ異議の申立を爲し得るものなりとの意  
にして其の手續を公布せらるゝかも知るべからず然れども  
今日にありてハ著者の説明ハ失當にあらざるべきを知る  
**第四** 選舉會を終り知事に届出を爲す  
投票の點檢を終り疑義の決定をも終りたる時の選舉長の其  
の選舉點檢即ち選舉會に關する一切の事項を選舉明細簿に

記載し選舉委員と共に之れに署名捺印して其の郡役所又ハ  
市役所又ハ區役所に保存し置くものなりとす〔第五十七條〕  
選舉會にハ始終の時限なきゆへ投票の點檢を畢り之れが効  
力の有無を別ちしなれば假令時限ハ早くとも閉會するもの  
なりと解するを得べし是れ投票の時と異なる者なりとす  
斯く選舉會を畢り當選人の定りし時の選舉長の當選人の姓  
名と之れが投票の數とを府縣知事に届出るなり〔第五十九條〕  
〔第七款の注意〕 既に前款第七選舉人參觀の部にても注意を加  
へたる如く選舉の競争に於て第一に着目すべきハ投票を開函  
するの後にありとす  
**第一** 投票の總數と投票人の總數とを計算することに注意  
すべし此の計算ハ動もすれば差異を生ずるの恐れあ  
るべく若し差異を生ずる如きことありしならば其の

時の何故に斯く差異を生じたりやといふことに深く  
探究すべし

第二 投票點檢の際に無効投票に着目すべし殊に彼の被選  
人の姓名を讀み得ると讀み得ざるとの別の如きの最  
も意を注がずんばあらず彼の通常の假名を以て姓名  
を記したるものゝ有効なれども名の如きの動もすれ  
ば音訓を混じて記するものなしとすべからず假令ハ  
著者の姓名の如き「トダジツポ」と記するが本体なれど  
も「トダトセ」と記するもあるべく「トダジツセ」と記する  
もあるべく「トダトウ子」と記するもあるべし斯く本体  
を記せずして「トセ」とか「ジツセ」とか「トウ子」とか記しあ  
るときは之れを有効なりとするか無効なりとするか  
を考究せざんばあらず著者の之れを熟考するに斯く

の如きの強ち無効といふ謂ふべからざるを知る斯くの  
如き投票あるときは他に其の假名の如き姓名の者あ  
らば假令選舉人の意思ハ戸田十畝にありとするも其  
の假名と均しき姓名の者を指したるものなりと見ざ  
るを得ず然れども其の假名と均しき姓名の者他に無  
き時の之れを漢字に書して戸田十畝に相當するもの  
なりと解せざるを得ず假名にて記したる分の斯くの  
如くに解すれば可なるべし參觀の選舉人たる者の那  
邊に注意して點檢に氣を配ることに怠ること勿れ  
第三 有効の投票にも氣を配らざんばあるべからず若しも  
無効に属すべき投票を有効の部に加ふる如きことあ  
るに於てハ誰れか僥倖を得るの當選人を出すべきゆ  
へ只だ無効の投票にのみ着目することなく有効の投

票にも注意を怠る如きことあるべからざるなり  
 都て投票を點檢す可き者の公平正直少しも偏頗の心あるべからざる筈なれども其の選舉委員の如きの立會人中より抽籤して定むる者にして立會人の選舉人中より選擇するものなれば選舉の競争上随分偏頗の心なしと謂ふべからず黨派の軋轢熾んなる地方にありてハ抽籤にて三名以上七名以下の委員の悉く一黨派の人々に的籤することもあるべく然る如きことありとせば夫れこそ參觀人の注意することなくんば如何なる不都合を生ずるやも知るべからず如何に選舉長が公正の眼を配るも混雜多忙なる選舉會の事なれば百事に抜け目なしと謂ふことなるべからせ況んや選舉長たりとも悉く選舉委員の立會を要するとの法文あるに於てをや又た況んや選舉長たりとも或る黨派の一人たることを免る可からざるに於てをや著者の敢

て選舉人たる者に選舉會に注意すべしとの事を促さんと欲するのみ

### 第三章 改選及補闕選舉

#### 第一款 改選

改選との議員の任期満ちたる時に選舉を改むるを謂ふものにして此の改選に二様あり即ち

##### 半數改選

##### 全數改選

是れなり我日本にて府縣會の議員なり市町村會の議員なりハ皆な半數改選の法にして其の他選舉にかゝるものハ多くの半數改選を以てす彼の歐米各國の國會議員選舉のごときも半數改選法を以てするの邦國多きが如し然るに我帝國議會の衆議院議員の選舉ハ半數改選法を取らせして全數改選法を取られ

たり備て此の半数改選と全数改選との利害に至りての種々説ありと雖ども半数改選を利ありとする説の議員の其議事に熟し議會の其會議に熟するを要す故に議員の全数を改選して新たに議會を組織する如きことなく新陳交々會議するの理に依て議會の整頓を見るに如かきとの意に外ならざるべし何程著者より之れを言ひしむるも聊か此の理を斥くるとにのあらず然れども這の政黨を度外視するの論にて所謂事務の熟練を喜ぶの輩が言ふ説ならん然るに著者の如き政黨論者よりこれを言ひしむるときは寧ろ全数改選を是とするの感なきにあらずるなり何ぞや

眞に立憲政体の國たらんと欲するときの責任内閣の制と爲さざんばあらず由し假令責任内閣の實を見ることなしとするも議院の政黨に依りて争ひざんばあらず既に政黨に依りて争ふ

可きものなりとせば各政黨が十分に權力を得るの餘地を假さざんばあらず議員改選の如き之れを半数の改選となすときは黨派の混淆して政黨が競争するの餘地を狭隘にする者なり故に著者の國會にありての半数改選より寧ろ全数改選を以て優れりと爲す我が衆議院議員の改選の其の利害の何に基かれたるか全数改選法を取られたるなり著者の敢て之れを不當なりとせむ

又た全数改選に關して其の事實上より看下する時の假令一時に全数を改選すればとて重任の法あるからの悉皆の議員を洗ひ替へする彼の解散の時の如きことの一にだもなき筈なり果して然らば名の全数改選なるも實の全数を改めて悉く新議員を出す如きことなく矢張り新陳交々椅子を占むることの疑ふまでもあらずるべし此の事實の點よりするも全数改選に啄



を容るべきものなし

我が衆議院議員の四年毎に全數を改選するものなり而して其の改選の法の如何すべきか全く前章に示す所と異なることなし是れ即ち通常の選舉なればなり

### 第二款 解散

我が 天皇の衆議院の解散を命ぜるの權を有し給ふ(帝國憲法第七條)此の解散の如何なる時に命せらるゝものなるやの明文のなければども其の 皇室に對し奉り不敬の言語動作あるとき、治安を妨害する如きことある時、社會の秩序を紊亂せんと欲する如きとき等の著しき解散の種子となるものならんと察せらる

偕て衆議院の解散を命ぜられたる時の素より其の議員の悉く除名者となるべきものなるゆへ此の時にハ勅令を以て新に議

員を選舉せしむるものにて其の召集の解散の日より五箇月以内なりとす(帝國憲法第四十五條)此の選舉の時に當り解散せられたる議員の更に選舉せらるゝこと能ふものなるべし何となれば選舉すべからざるの明文なければなり然れども禁錮以上の刑に處せられたる者の三年以上七年以下選舉權及被選舉權の停止するの附加刑あれば無論再選舉に當るものにあらず(第一百條)

而して衆議院の解散を命ぜられたる時に臨時選舉を爲す其の期日の少くとも三十日以前に勅令を以て公布せらるべきものなり(第三十條)  
其の選舉の期日を定められしより以後の選舉及び選舉會の手續ハ都て通常の選舉の時と異なることなし

### 第三款 辭職、除名、退職

第一 辭職除名退職の別及び其の選舉

一、辭職を類別するとき

〔以〕 選舉當選の際に其の當選を辭したる時

〔呂〕 當選人當選承諾届を出さずして届出の期限を經過したる時の當選を辭したる者と見做す

〔波〕 當選を承諾して衆議院の議員となるの后ち事故ありて職を辭したる時

右辭職の〔以〕〔呂〕なる時の府縣知事の選舉の期日を定め其の選舉長をして再び選舉を行ひしむるものとす〔第六十四條若しも投票同數なりし故を以て抽籤に依り當選したる者に係る時の其の抽籤に依り當選を失ひたる者を當選人と定むるものなり是の時に別選舉會を再びせざるものとす〔第六十四條〕

既に議員を承諾したるからの其の辭職の衆議院の差出すべきものなる故衆議院が其の辭職を許可したる時議院法第八十三條の即ち闕員を生ぜるものなれば衆議院の議長の其の旨を内務大臣に通牒し補闕選舉を求むるなり議院法第八十四條於是乎内務大臣の其の府縣知事に命じ府縣知事の其命を受けたる日より二十日以内に闕員の選舉區に限り臨時選舉を行ひ補闕議員を選舉せしむるなり〔第六十七條其の選舉の手續の都て通常の選舉と異なることなし

二、除名を類別する時

〔以〕 懲罰の爲め議院に於て除名す〔議院法第九十六條〕

〔呂〕 議員正當の理由なくして勅諭に指定したる期日後一週間に召集に應せざるに於て除名す〔議院法第九十九

條

〔波〕 正當の理由なくして會議に闕席するに於てハ除名す  
〔議院法第九十九條〕

〔仁〕 正當の理由なくして委員會に闕席するに於てハ除名  
す〔議院法第九十九條〕

〔保〕 請暇の期限を過ぎたるに於てハ除名す〔議院法第九  
九條〕

〔邊〕 禁錮以上の刑に處せられたる時ハ除名とある

右〔呂〕より〔保〕に至るまでの議長より特に招狀を發し其の招  
狀を受けたる後一週間に事故なく出席せざる議員に限  
るあり

此の除名ありし時の臨時補闕選舉會の選舉手續等ハ都て  
辭職者ある時の臨時補闕選舉と同一とされバ茲に復記せむ

三、退職を類別する時ハ

〔以〕 裁判上衆議院議員の資格なき者ありと確定したる時

〔呂〕 議員就職中選舉法に記載したる被選人の資格を缺き  
爲めに議員たるの資格を失ひたる者

〔波〕 衆議院の議員にして貴族院の議員に任せられたる時  
ハ衆議院議員を退職したる者と見做さる

〔仁〕 選舉法第九條第十條第十一條第十二條第十五條第十  
六條に觸るゝに至りし時

此の退職者ありし時の臨時補闕選舉の選舉手續等ハ都て  
辭職者ある時の臨時補闕選舉と同一とされバ茲に復記せむ

四、議員にして死去したる時ハ無論關員とあるものなるゆへ  
辭職者ある時の臨時補闕選舉と同じ手續を以て補闕を爲  
すべきものありとす

## 第二編 被選舉人

### 第一章 被選舉人資格ノ説明

#### 第一款 被選舉權ヲ有スル者

被選人の資格に關しても亦た選舉法第三章の第八條に簡單に示され且つ第九條以下にて之れが資格なき者をも示され讀んで以て明瞭なる如し然れども凡て法律の文簡にして意深遠なるものあるゆへ只だ選舉法の法文を以て誰れしも明解すべしとの言われまじ隨分誤解する者も多かるべし故に著者の本款に於て被選舉權の有資格を詳細に説明する所あらんと欲す

第一 被選人が備へねばならぬと謂ふの資格の左の如し但

- 一、日本帝國の臣民たること 本書第一編第一章第一款(二十七頁)を參觀すべし
- 二、男子たること 本書第一編第一章第一款(二十七頁)を參觀すべし
- 三、年齢三十歳以上たること 選舉人の二十五歳以上を求め被選人の三十歳以上なり借て此の年齢を計算するの

第三号(廿三年勅令第六條)被選舉人の年齢は選舉日の前日(三十歳)に達する格を以て合(二項)

時までに三十歳に満ちたれば被選舉權を有するに十分ありとす故に選舉人名簿調製の期日即ち三月三十一日に二十九歳四ヶ月なる者の有權者なりと心得然るべし

- 四、選舉人名簿調製の期日より遡りて滿一年以上其の府縣内に於て地租十五圓以上を納め今後も同じく納むる者たること又の選舉人名簿調製の期日より遡りて滿三年以上其の府縣内に於て所得稅十五圓以上を納め今後も同じく納むる者たること 本書第一編第一章第一款(廿七頁)を參

観すべし

今茲に選舉人の資格と被選舉人の資格とを比較せんに  
被選人の選舉人より年齢五歳の多きこと

選舉人の選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府  
縣内に於て本籍を定め住居し仍引續き住居する者なる資  
格を要すれども被選人にハ此の資格を要せざるなり去れ  
バ被選人ハ其府縣内に於て直接國税を一ヶ年拾五圓以上  
納むる者されバ其の府縣在籍の者にあらざとも其の府縣  
に寄留する者にあらざとも他府縣在籍の者にて而も他府  
縣に住居し在る者にてハ被選舉權を有するものなり  
是れ議員の人材を得んとの趣旨よりして被選舉權の制限を選  
舉權の制限より博くせられたるものなり之れ即ち當然の事  
にして選舉法の失當にあらざる所以なりとす之れを彼の府

縣會議員の選舉法に比する時の餘程の進歩を見し所あり世  
にハ普通選舉論を主唱して財産選舉ある選舉法を批難する  
者なきにわらず著者と雖ども勿論普通選舉説を執る者なり  
然れども初生の國會に普通選舉を直ちに適せんと欲するハ  
少しく極論に趨るの嫌なき能はず殊に我政府の施政の方針  
を以て見る時の財産選舉の如きも直接國税の多額を納むる  
者に限るの制限を與へらるゝならんと思做したりしに僅か  
に直接國税十五圓以上を納むる者とせられ府縣會議員の制  
限よりハ只だ五圓丈けの相場を高からしむるに過ぎず豈に  
之れをして不都合ありと謂ふとあらんや殊に被選舉人の其  
府縣以外に住居する者にてハ差支へなきことハせられたる  
如きの其便益ある尠少にあらざるなり斯く不都合ならんを制  
縛ならざる選舉法なりとの謂ふものハ道の全く初生の國會



八、華族の非戸主に關しても亦た本書第一編第一章第一款二十七頁を參觀すべし(第十六條)

第二款 被選權ナキ者

前款に示す如き被選權を有する者を除くの外ハ悉く皆ハ被選權なき者たるや勿論なりと雖ども選舉法第三章及第四章に特ニ無權者を列載しわれハ著者の今之れを左に説明する所あらんとす

第一 被選人たるの資格なき者左の如し

一、宮内省の官吏ハ即ち皇室の事務官なるものなれば殆んど政府部外の官吏なり斯く皇室に直隸する官吏が議院に上りて法律及歳計を議するハ當を得たりと謂ふ可からざれば斯くの資格なき者とせられたるなり(第九條の内)

二、裁判官ハ公平を保維すべき終身官なり公平の眼を以て曲

(廿三年勅令  
第三号)  
第七條  
視聽の官  
定例第十條  
法の例第十條  
内閣府  
内閣府  
被選人  
得ず

直を判別すべき裁判官ハ議院に於て事を議すべからず若しも裁判官を議院に上らしむる如きことあるに於てハ忽ち裁判の公平を失するの嫌なきにあらざ故に裁判官をして資格なき者なりとせられたるなり(第九條の内)然るに彼の檢察官ハ同じく司法部内の人なりと雖ども是非曲直を裁判する任ある者にあらざして社會の代人たるに過ぎざれば檢察官ハ議員を兼るの資格ある者と定められたり

三、警察官ハ國の安寧を保維し治安を持するの任ある者なれば前項裁判官の如く之れに議員を兼職せしむること勿らしむること、せらる(第九條)

四、會計検査官及收稅官ハ直接に歳入歳出に關係ある官吏なり故に議員を兼職するの資格なきものとせらる(第九條の内)





十二、華族の當主第一編第一章第二款(四十頁)參觀

十三、選舉法第八條の資格の一部にても欲く者

第二 被選人たるの資格を停止せらるゝ者左の如し

一、選舉法第八條の資格を欲きて再び其の資格を得るに至る迄

二、公權の停止中第一編第一章第二款(四十頁)參觀

三、禁錮の刑に處せられたる者○舊法に依り一年以上の懲役に處せられたる者○舊法に依り國事犯禁獄の刑に處せられたる者第一編第一章第二款(四十一頁)參觀

四、免幽閉、假出獄第一編第一章第二款(四十二頁)參觀

五、選舉に關る犯罪に由り被選權の停止第一編第一章第二款(四十三頁)參觀

六、陸海軍人第一編第一章第二款(四十三頁)參觀

七、拘留中の者、保釋中の者第一編第一章第二款(四十三頁)參觀

### 第三款 解散、除名、辭職、退職

衆議院の解散を命ぜられたる時、議員の除名せられし時、議員の辭職したる時、議員の退職せし時、是等の事の被選人の部ある第二編中に説明するを以て穩當あるもの、如し然れども亦た選舉に關することも少からざれば、著者の是等を第一編中に置き、其の第三章(百三頁以下)に之れを詳細説明したり、依て今茲に款を置くも別に復説することなし、宜しく第一編を參觀せられんことを

### 第四款 議員ノ請暇

本章の被選人資格の説明にかゝるもの、おれは議員の請暇の事を茲に載するの當を得ざるもの、如し然れども亦た次章以下に附するの尙更穩當あらざるもの、如きを以て斯くの茲に説

明することゝのちしたるあり  
 衆議院の議員の勅諭に指定したる期日後一週間内にい必き其  
 の召集に應じべきものあり若し期日後一週間内に召集に應ず  
 ることなく夫れが爲め議長より特に招状を發するも其の招状  
 を受けたる後ち一週間内に仍は故なく出席することなくし  
 かば衆議院にてい之れを除名する法律議院法第九十九條あり  
 又た召集に應ずるも正當の理由を議長に届出ることなく會議  
 又の委員會に闕席することい禁せられたり議院法第八十二條  
 若しも正當の理由を届出せしめて闕席し議長より特に招状を  
 發するも其の招状を受けたる後ち一週間内に仍は故なく出席  
 することなくば衆議院にてい之れを除名するの法律議院法第  
 九十九條あり  
 故に召集に應じること能はざるか會議又の委員會に出席する

こと能はざるかの時にい正當の理由を議長に届出でずんば非  
 ず其の正當の理由とい何ぞや疾病又の忌中又の公用又の天變  
 地異などを指すものあるべし若しも是等正當の理由なく私情  
 止むを得て闕席せねばならぬ如きことある時即ち近親の疾病  
 を看護せんため財産上大異動のため等の事故あるに於てい期  
 限を定めて請暇すべきなり此の請暇の議長に之れを爲し其の  
 取扱方ハ

- 一 一週間以内の請暇なれば議長之れを許可す
- 一 一週間以上の請暇なれば議院之れを許可す
- 一 期限なき請暇の許可せられず

〔議院法第八十一條〕此の請暇の前々も示す如き餘義なき事故の  
 あるにあらざらん議院又の議長の容易く許可すべきものにあ  
 らず

第二章 被選舉

第一款 候補者ヲラントスル者ノ心得

己れ選ばれんと欲するよりの先づ人を選べとの金言ありと謂つべし今之れを詳言すれば己れ議員の候補者たらんと欲して種々の手段を爲し法律禁止の範圍を潜り以て投票の多數を占めんと欲する如き拙劣手段を爲すこと亦我が身の人の意に任し却て己れの人を選出することに眼を注ぎ相互に我黨の人材を擧げんと欲することに怠ること勿れとの意に外あらむ故に著者の總論にも述べたる如く彼の己れ議員の候補者たらんと汲々して或の瞞着手段に或の報恩手段に東奔西走以て投票の多數を得んと欲するの拙劣にも亦た卑怯ある輩の孰れも己れ選ばれんと欲するよりの先づ人を選べとの言に反する者にして他を選ばんよりの事自ら其の選に當らんと欲せよとの

言を頂くものあり凡そ議員を選擧せんには人材を以てするよりの事我黨中の人材を選べとの本躰に出でせんバある可からざるものなれば自黨中にて同黨員内に競争の起る可き筈あり異主義の人を斥けんには即ち黨論を以てするものあるゆへ人を以て争ふ可きものにあらず只だ自黨中にて其の第一流の人材を選出することを約束するのみ故に政黨中の一人あるよりの決して己れ進んで議員の候補者たらんと欲する如きこと亦く以て其の黨中の公議に任すべきなり若し政黨中の一人が己れ先づ進んで議員の候補者たらんとするに於て夫れこそ自黨中に一の競争を起し政黨の本躰に背き政黨の價値を陷すに至る豈に謹まざる可けんや著者の主義も亦く志操もなき國家の長物が名利の爲めに議員たらんと欲する輩に敢て忠告もせざと雖も苟くも主義を持し志操を有する輩に對し

ての己れ選ばれんと欲するより先づ人を選べとの言を以て  
頂門の一針に供せんのみ

第二款 當選

第一 當選通知及告示

當選人定りたる時の選舉長即ち郡長又ハ市長又ハ區長の直  
ちに其當選人の姓名と投票の數とを府縣知事に届出るもの  
あり(第五十九條府縣知事ハ其の届出を受けて直ちに其の當  
選人に當選せし旨の通知を爲し各當選人の姓名を其各府縣  
管内に告示するものとす(第六十條)

第二 當選の諾否

當選人ハ府縣知事より當選の通知を受けたる時の其の當選  
を承諾するか其の當選を辭するかを府縣知事に届出で  
せんば(第六十一條其の期日ハ告示の日より算して(第

(廿三年勅令  
第三号)  
第七條  
選舉法第  
五十八條  
第二項の  
場合於  
て生年月

の當選に依  
て當選者  
を得たる者  
其の當選  
は第六十  
三條に其  
限内に其  
届出する  
屆出する  
年月の當  
選に依り  
たる者ハ  
以て當選  
人と定む  
第八條  
第六十三  
條に於て  
第六十條  
第六十三  
條に於て  
人ハ其の  
姓名を  
告示し  
たる日  
起算す  
へし

六十三條)

當選人其の府縣内に在る者ハ十日以内

當選人其の府縣外に在る者ハ二十日以内

其の届出ハ當選人が出頭して差出すものあるか郵便にて差  
出し差支あさかの点に當りてハ法律に明文なく只だ届出べ  
しとのみあれば自ら出頭することなくとも儘かに府縣知事  
に届出づれば可なるもの、如し依て書留郵便にて送らば事  
足るべきなり然れども相成るべくハ自ら出頭するを是とす  
へし

若し右に載せたる届出の期日以内に承諾の届出を爲さざる  
ときは其の當選ハ辭したる者と見做し再選舉を行はしむる  
ものなりとす(第六十三條)

若し又た一人にして數選舉區の選舉に當選したる時の素よ

り一人にて數選舉區の議員を兼務すること能はざるものありゆへ孰れかの一を選ばざるべからざるこの全く當選人の意に任し孰れの選舉區の當選を承諾するとの旨を府縣知事に届出るものなり第六十二條

併て當選人が選舉區を擇ぶに如何にすれば宜しきやとを  
れバ

第一に己れの住地の選舉區より出づへし

第二に己れの住地の選舉區にての當選せしめて他の數選舉區より當選する時ハ

居住の府縣と他の府縣とより當選したる時ハ居住の府縣より出づへし

一府縣内の數選舉區にて當選したるものなる時ハ投票數の多き選舉區より出づべし

右ハ利害痛痒の相關することなき場合を附ひしものにして若し選舉區によりて利害痛痒の相關する事ある場合なるときハ孰れの選舉區より出るも當選人の隨意自由ありとす

第三 當選の結果

各府縣管内の各選舉區の當選人が確定したる時ハ府縣知事より各其の當選人に當選證書なるものを付與せられ而して其の旨を其の府縣管内に告示し尙當選人の資格を録して内務大臣に具申するものなりとす第六十五條

故に府縣知事ハ一の選舉に當り二回告示するものなりとす第一の當選人に通知すると共に告示し第六十條第二の當選人確定したる時に告示するなり第六十五條

第三款 議員ノ任期

第一 通常議員の任期

廿三年内務省訓令第二十五條  
第六十五條  
府縣知事より當選人に付與せられし證書ハ別紙第九號の式に依るべし

通常にて議員の任期ハ四箇年なり故に議院の解散除名辞職退職等の事なくんバ四箇年間の衆議院議員たるの職任を失ふものにあらざるなり(第六十六條)

且つ衆議院議員ハ重任することを得るものかれバ若しも幸にして地方に名望ある人なりしよりの數回の改選に重任して數十年間依然議員の椅子を失はざるに至るものなり(第六十六條)

### 第二 補闕議員の任期

補闕の議員ハ即ち前の議員に代りて議員とあるものあるゆへ其の任期の如きも前の議員と同一ならざるべから(第六十八條)故に前議員が三年間職に在りて除名辞職退職等にかゝる時の之れが補闕の議員ハ僅かに一ヶ年だけ職に就くものとするの類なり

## 第三章 訴訟

### 第一款 當選訴訟

當選訴訟ハ當に被選人たる可き者より起すに止るものにかゝら(當選)人于つて起訴すべきものなり然れども其の事たるや即ち當選の如何を争ふものかれバ之れを本編に加ふるも不都合ありといふべから(當選)而已なら(當選)編纂類別の体裁上よりするも是處に置くを適當なりと思考し斯くの載することゝ爲したるなり

#### 第一 訴訟の原由

各選舉區に於て被選權を有する者が當選を失ひたる時に當り當選せし人の當選を無効なりとするの理由ありと認むるときハ當選を失ひたる者が原告となり當選人を被告と爲し管轄の控訴院に出訴することを得るなり是れを當選訴訟と

謂ふ(第七十八條)

第一 當選訴訟の期日

當選訴訟の何時にても起し得るものなりと謂ふを得る當選訴訟を起すの期限の

當選人確定して府縣知事より其の管内に告示したる日より數へて三十日以内たるへし

依て右の期限を過去りたる時の出訴するの効を失ふものなるゆへ當選訴訟を起さんとすならば必ち右の期限以内に限りなり(第七十八條)

第三 保證金

當選訴訟の原告人の訴訟狀を呈出する時に保證金三百圓加之れに相當すべき公債證書かを其の控訴院の書記局に預け置くへし(第七十九條)之れ當選訴訟の非常の事柄にして對手

人の爲めに被る損害も容易ならむ且つ之れが結局を急ぐものなるゆへ裁判費用に供する爲め斯くは預け金の法を設けられたり

故に原告人にして敗訴したる時の裁判言渡の日より七日以内は一切の裁判費用を原告人より被告人に辨償せしめざるを得る若し七日以内に裁判費用を納完せざるべき前項の保證金より其の費用を扣除し若しも保證金にて裁判費用を扣除し仍ほ足らざる時の追徴する者とす(第八十條)

此の保證金の裁判確定したる後ち原告人勝訴に飯したる時の全額を返付せらるべく原告人敗訴に飯したる時に當り前項の處分に會ふときハ殘額金を下付さるべきなり

第四 訴訟の願下

當選訴訟の當選人の名譽を損むること勘なからざれば原告

人にして若しも訴訟を願下することある時の其の願下を爲すと同時に願下の理由を新聞紙に公告すべし新聞紙の發行なき地方なるときは其の他の方法を以て公告すべし但し假令新聞紙の發行あるも他に公告すべき道あらば他の方法に依るも差支なかるべし(第八十三條)

第五 當選中の議員權

訴訟の目的たる可き當選人即ち被告人の本件の裁判が確定に至るまでの衆議院に列席して議員たるの權の失ふことなし故に原告人が敗訴したる時の依然として議員の位地を保つものなれども原告人が勝訴に皈したる時の其の裁判の確定の時を限りて退職者となるなり(第八十七條)

第六 衆議院解散の時

當選訴訟の審判中に衆議院解散の命下るときは控訴院の其

の訴訟を棄却すべし(第八十二條)元來當選訴訟の其の當選を争ふに止るものなれば既に其の當選の無効に皈するからの争訟亦た従ふて消滅に皈すべきものなりとす衆議院解散を命せられたるときは其の議員の皆な其の權を失ふものなれば即ち改選すべきなり依て訴訟も無効に属し控訴院の訴訟を棄却する事とせらる

第七 本訴に關係する刑事

當選訴訟を審判する控訴院が當選訴訟を審判するに際し本訴に關係すべき刑法又ハ選舉法の犯罪者なることを發覺するに於てハ審判に檢察官を立會せしめ控訴院にて直ちに刑の言渡を爲すこと能ふものなり(第八十四條第一項)當選訴訟に關係せざる選舉法の罰則に觸れたる者なる時の之れを控訴院にて審判することなく所轄の刑事裁判所に於



て裁判するものなり〔第八十四條第二項〕

第八 同一の當選人に對し二人以上の原告人

同一の當選人に對して二人以上の原告人が各別に訴訟を起したる時の之れを審判すべき控訴院の各別に一々裁判を言渡すに及ばす一の裁判言渡書を以て各訴訟人に宣告することを得るものなり之れ即ち當選訴訟の其の目的孰れも異なることなければなり〔第八十一條〕

第九 裁判言渡書謄本の送付

一、控訴院に於て當選訴訟を判定したる時の其の裁判言渡書の謄本を直ちに控訴院より内務大臣に送付すべきものなり〔第八十五條の前置〕  
二、其の宣告の當時に衆議院の開會中なる時の裁判言渡書の謄本を直ちに控訴院より衆議院議長に送付すべきものなり〔第八十五條の前置〕

〔第八十五條の後文〕

第十 上告

控訴院の裁判の終審裁判なり故に此の終審裁判に對しては法律上の見解を以て大審院に上告することなくんば他に事實の覆審を求むる所とて、あらざるなり〔第八十六條〕

第十一 訴訟手續

當選訴訟の普通の訴訟と大に殊なる所あり彼の出訴期限の僅かに三十日以内なると訴訟の保証金を納むると保証金を以て一切の裁判費用を扣除すること、同一の被告人に二人以上各別の原告人あるときの一の裁判言渡書の謄本を以て宣告となすこと、議院の解散によりて訴訟を棄却すると願下する時の公告すると當選訴訟に關する刑事の控訴院にて直ちに裁判すること、始審終審同時に裁判すると裁判言

渡書の謄本を内務大臣と議長とに送付すると、是等の訴訟手續の選舉法に明文ありて普通の訴訟手續との大に異なる所なりと雖ども右等に示したる明文以外の事に至りての普通の訴訟手續と少しも異なる所なきなり〔第八十八條〕

### 第二款 刑事

著者の本書第一編第二章第一款「議員候補者選定の準備」と題し以て候補者選定の事を戒めたり其文中に選舉法第十三章の罰則を摘載したり然れどもこの只だ僅かに参考に供したるものに過ぎざれば未だ以て其の罰則の性質を記載したりと謂ふべからざる故に今本款に選舉法の罰則と刑法中の關係法條とを類別し以て註釋牒に説明する所あらんとす抑も萬種の選舉に關しての世の開明に趣き人智の發達するに従ふて益々競争の熾んなるの免る可きものにあらざりて著者

の之れが競争の熾んなるを欣ぶ者なり然れども一利あれば一害の斯處に生ずるの數の定則にして避けんと欲するも能はずるものなりとす選舉の競争の種々の手段方便を以て爲すべしと雖ども亦た或の刑罰の制裁内に足を入れざといふことあるべからざる多く刑の制裁を受くるに至るべきなり故に能く本款の制裁に意を注ぎ不虞の災禍に罹らざること豫防すべし

### 第一 資格詐稱ノ罪

第八十九條 納税額年齢住所及其の他選舉資格に必要な事項を詐稱し選舉人名簿に記載せられたる者の四圓以上四十圓以下の罰金に處す

〔解〕 本條の選舉人に關するものにして被選人に關する者にあらざり然れども被選の資格に關しても本條に觸るゝ時

ハ亦た本條の制裁を受くべきなり。併て本條ハ市長又ハ區長又ハ町村長などを欺きて選舉人名簿に登録せしめたるの罪なれば選舉資格を具備せざる者資格なきを有りと詐稱したる事、選舉人名簿の登録、惡意等より成立するものなりとす。故に選舉資格を具備したる者が己れ選舉人たることを免れんため選舉權を自棄する如きハ本條の正面を以て罰すべきものにあらざとす。

〔参考〕 刑法第二百三十一條 官署に對し文書又ハ言語を以て其屬籍身分氏名年齢職業を詐稱したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

### 第二一 賄賂ノ投票

第九十條 投票を得又ハ他人に投票を得せしめ若ハ他人の爲に投票を爲すことを抑止するの目的を以て直接又ハ間接に

金錢物品手形若ハ公私の職務を選舉人に授與シ又ハ授與することを約束したる者ハ五圓以上五十圓以下の罰金に處す。其の授與又ハ約束を受けたる者亦同シ。

〔解〕 本條ハ目的を達せんために其手段を爲し又ハ其の手段を爲さんと欲したる者を罰する正條にして其の目的と

ハ

投票を得

他人に投票を得せしめ

他人の爲に投票を爲すことを抑止する

是れなり其の手段とハ

直接又ハ間接に金錢を選舉人に授與す

直接又ハ間接に物品を選舉人に授與す

直接又ハ間接に手形を選舉人に授與す

直接又の間接に公○私○の職○務○を選舉人に授與す

右等○を授與することを約束す

右等○の授與を受く

右等○の約束を受く

是れなり本條の只だ其の目的を達せん爲めに起りし手段を罰するに止るものなれば其の罪軽くして罰金に止められたるも既に其の目的を達したる時の其の罪輕からざるなり次條を見て知るべし

第九十一條 直接又の間接に金錢物品手形若ハ公私の職務を選舉人に授與し又ハ授與することを約束して投票を得又ハ他人に投票を得せしめ若ハ他人の爲に投票を爲すことを抑止したる者の刑法第二百三十四條の例を以て論す  
其の授與又ハ約束を受け投票を爲し又ハ投票を爲さる者

亦同し

〔解〕 刑法第二百三十四條にハ賄賂を以て投票を爲さしめ又ハ賄賂を受けて投票を爲したる者の二月以上二年以下の輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加すとありて其の詳細なる法文なし故に本條を以て刑法の法條を補足したるなり  
本條ハ前條との趣きを異にし手段を以て目的を達したる者を罰するの正條なり故に前條にてハ僅かに五圓以上五十圓以下の罰金に止められたるも本條にてハ斯くも輕禁錮と罰金とを以て罰することとせられたるなり其他ハ前條の註釋を参照して知ることを得べし

### 第三 暴行ノ投票

第九十二條 投票を得又ハ他人に投票を得せしめ若ハ他人の

爲に投票を爲すことを抑止するの目的を以て選舉人に暴行を加へたる者の一月以上六月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十三條 選舉人に暴行を加へて投票を得又他人に投票を得せしめ若し他人の爲に投票を爲すことを抑止したる者の三月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

〔解〕第九十二條の目的を達せんと欲したりし手段を罰するものにして第九十三條の手段を以て目的を達したるものを罰するものなり第九十條第九十一條の金錢物品手形、公私の職務の四者を手段とせしものを罰するものなれば其の罪左まで重さによりらざりしも本條の暴行を加ふるを以て手段とせしものあるゆへ前者に比すれば其の罪重

きも當然なりとす

#### 第四 強迫又ハ多衆ノ嘯聚

第九十四條 選舉人を強迫し又ハ投票所若し選舉會場を騷擾し又ハ投票函を抑留毀壞若し劫奪するの目的を以て多衆を嘯聚したる者の六月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其の情を知て嘯聚に應し勢を助けたる者の十五日以上二月以下の輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す  
犯罪者戎器又ハ兇器を携帯したるときハ各々本刑に一等を加ふ

〔解〕本條の或る目的を達せん爲めに或る手段を行ふたる者を罰するの正條にして其の目的ハ他の投票を妨害するに出づるものなりとす偕て其の目的とハ何ぞや

選舉人を強逼すること

投票所を騷擾すること

選舉會場を騷擾すること

投票函を抑留すること

投票函を毀壞すること

投票函を劫奪すること

是れなり而して之れが手段ど

多衆を嘯聚する

其の情を知て嘯聚に應じ勢を助くる

尙右の手段に加ふるに

戎器を携帯す

兇器を携帯す

是れなり本條の罪の治安を妨害し秩序を紊るべきものな

るゆへ前數條の罪に比するときは其の重きを加へたり而して

其の第三項なる加刑を本刑とするときは

第一項の罪の七月十五日以上二年六月以下の輕禁錮

に處し十二圓五十錢以上百二十五圓以下の罰金を附加

す

第二項の罪の十八日以上二月十五日以下の輕禁錮に處

し三圓七十五錢以上三十七圓五十錢以下の罰金を附加

す

第九十五條 選舉の際管理者又の立會人に暴行を加へ又の暴

行を以て投票所若の選舉會場を騷擾し又の投票函を抑留毀

壞若の劫奪したる者の四月以上四年以下の輕禁錮に處し二

十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

犯罪者戎器又の兇器を携帯したるときは各々本刑に一等を

加ふ

〔解〕前條の目的を達せん爲めに多衆を嘯聚したるの罪なりしが本條の其目的を達したる者を罰するの罪なり然るに本條の多衆嘯聚にあらずして暴行を以て目的を達したるものなれば其の暴行に頗る情の輕重あるべし故に短期の前條の分より輕けれども長期の前條の分に一倍す金額の如きの多寡共に前條に一倍す以て知るべきなり  
今本條の罪を分別する時の

選舉の際管理者に暴行を加ふ

選舉の際立會人に暴行を加ふ

暴行を以て投票所を騷擾す

暴行を以て選舉會場を騷擾す

暴行を以て投票函を抑留す

暴行を以て投票函を毀壞す

暴行を以て投票函を劫奪す

是れなり而して右の刑に一等を加ふ可きもの

戎器を携帯したりし時

兇器を携帯したりし時

第九十六條 多衆を嘯聚して前條の罪を犯したる者の重禁獄に處す

其情を知て嘯聚に應し勢を助けたる者の二年以上五年以下の輕禁錮に處す

犯罪者戎器又の兇器を携帯したるときは各々本刑に一等を加ふ

〔解〕本條の第九十四條と第九十五條とを兼ねたる罪を處断すべき法條にして即ち多衆を嘯聚して暴行を加へたる

者を罰するにありとす選舉に關する罪にて重罪の刑に處せらるゝものハ實に此一條あるに過ぎず以て多衆を嘯聚して暴行を加ふるの罪の重さを知るべし彼の政黨軋轢の熱度に達し選舉の競争烈しきを見るに至るときハ亦た或ハ本條の制裁を受くる者あるに至るべし豈に恐れざる可けんや

第九十七條 演説又ハ新聞紙若ハ其の他の文書を以て人を教唆し前三條の罪を犯さしめたる者ハ刑法第百五條の例に依る其の教唆の効なき者も仍ハ本刑に二等又ハ三等を減し處斷す

〔解〕本條の言語と文章とを以て罪に加巧せる者を罰するの正條にして即ち教唆罪あり偕て演説はて

新聞紙にて

其の他の文書にて

是等を以て人を教唆し第九十四條なる多衆を嘯聚するの罪第九十五條なる暴行を加ふるの罪第九十六條なる多衆を嘯聚して暴行を加ふるの罪を犯さしめたる時ハ

刑法第百五條 人を教唆して重罪輕罪を犯さしめたる者ハ亦正犯と爲す

とあるに照して處罰せらるゝものなり然るに既に演説又ハ新聞紙若ハ其の他の文書を以て人を教唆したる時ハ假令其の教唆の効無き場合たりとも本刑に二等又ハ三等を減じて處罰せらるゝことハ免るべきにあらざるあり

### 第五 戎器又ハ兇器ノ携帯

第九十八條 戎器又ハ兇器を携帯して投票所若ハ選舉會場に



入りたる者の三圓以上三十圓以下の罰金に處す

〔解〕 選挙法第七十條に「凡て戎器又ハ兇器を携帯する者の投票所に入ること許さず」とあり此の取締の禁止に背き投票所又ハ選挙會場に入るときハ罰金の刑に處せらる斯く僅かの罰金に止められし所以のものハ只だ一の禁文に背きたるのみにて未だ人に害を加へたるものにあらざるを以てなり

### 第六 選挙權ナキ者ノ投票

第百條 他人の姓名を詐稱して投票を爲したる者及第十四條に依り選挙人たることを得ざる者投票を爲したるときハ四圓以上四十圓以下の罰金に處す

〔解〕 本條ハ第八十九條の罪と殆んど同一のものにして資格の詐稱にかゝるものなり只だ前の條ハ詐稱して選挙人

名簿に記載せしめ本條ハ詐稱して投票したるの差あるのみ而して其の刑の金額多寡共に同一なるものハ亦た其の性質の同一なるものなればなり今本條の罪を區別するときは

他人の姓名を詐稱して投票したる時

瘋癲白癡の者投票したる時

身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者投票したる時

公權を剝奪せられたる者投票したる時

公權を停止中なる者投票したる時

禁錮の刑に處せられ満期の後又ハ赦免の後満三年に足らざる者投票したる時

舊法に依り一年以上の懲役の刑に處せられ満期後又ハ

赦免後滿三年に足らざる者投票したる時  
 舊法に依り國事犯禁獄の刑に處せられ滿期後又ハ赦免  
 後滿三年に足らざる者投票したる時  
 賭博犯に由り處刑を受け滿期後又ハ赦免後滿三年に足  
 らざる者を投票したる時  
 選舉權停止中の者投票したる時  
 是れなり

第七 當選ノ効力及選舉權被選權ノ停止

第九十九條 當選人に於て第八十九條より第九十八條に至る  
 までの刑に處せられたるときハ其の當選ハ無効とす

〔解〕 選舉に關する犯罪ハ當選を争ふより起るものにして  
 決して他に起因することなかるべきや勿論なりとす故に  
 其の犯罪にかゝる所の當選ハ無効なりとせられたり然れ

ども裁判確定に至るまでの當選の効力を失ふものにあら  
 ず但し第百條第百二條の罪ハ當選に關係なきゆへ別に本  
 條に於て之れが條項を掲げざりしなり

第百一條 前數條の罪を犯し禁錮以上の刑に處せられ又ハ再  
 び罰金の刑に處せられたる者の三年以上七年以下選舉權及  
 被選權を停止す

〔解〕 本條ハ即ち選舉法罰則の附加刑なり凡そ或る箇條を  
 除くの外ハ輕禁錮の刑に附加刑のあるものハ甚だ少なき  
 ものなり然るに衆議院議員ハ當選を失ふことあるも解散  
 退職等のことあるも直ちに再選し得らるゝものなれば斯  
 くの本條を設けて選舉に關する罪に附加刑の制裁を與へ  
 られたるなり

第八 立會人ノ義務ヲ缺ク者

第二百二條 立會人正當の事故なくして此の法律に規定したる義務を欠くときは五圓以上五十圓以下の罰金に處す

〔解〕 選挙法第三十三條第二項に「立會人の正當の事故なくして其の職を辞することを得ず」とあり故に選挙人たる者の立會人とあるの義務あるものとす若しも選挙人にして立會人たるの義務を欠くに於ては忽ち選挙の公平の幾分を傷くるの理に陷るゆへ是れを不問に措く可きにあらず故に本條の制裁を設けられたるなり

第九 刑法ニ正條アルモノ

第二百三條 本章に規定したる罰則の外刑法に正條あるもの各々其の條に依り重きに從て處斷す

〔解〕 投票に關するの罪の刑法に正條あり即ち第二編第四章第九節に公選の投票を偽造する罪の四箇條あり故に其

の刑法の正條と重複する正條の選挙法の罰則に載することなくして即ち本條を置かれたり故に左に投票偽造に關する罪の正條を載せ解釋すへし

諸て選挙法中の罰則即ち選挙の罪に「當選無効の正條第九十九條」もあり「選挙權及被選權停止の附加刑」第一百一條もあり然るに此の二箇條を刑法に適用するの明文なきは或の法文の足らざる所に「あらざる手彼の當選の無効は別に刑法に明文なくとも無論無効となるべければ不都合のなかるべけれども附加刑の如きの明文なくば刑法上の刑に附加して宣告する譯に「至らざるあり然るに同じく選挙に關する罪にして斯く附加刑の相違あるは著者の解し得ざる所なりとす

刑法第二百三十三條 公選の投票を偽造し又は其數を増減し

たる者の一月以上一年以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

〔解〕投票の數を増減するの手段に二種あり一は賄賂手段にして一は偽造手段あり賄賂手段の投票罪に關しては選舉法にも罰則あり前に掲ぐ又た刑法第二百三十四條百四十二頁を參觀せよにも明文あり以て能く其の詳細を示さる然れども偽造手段に至りては只だ此の刑法の一ヶ條あるのみにして他に斯くの如き手段を罰するの正條あるを見ず依て是等の手段を爲したる者輩の皆を本條に依て處分せらるゝものなり

刑法第二百三十五條 投票を檢査し及び其數を計算する者其投票を偽造し又ハ増減したる時の六月以上三年以下の輕禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

全票の百五十分の一以上を偽造し投票の結算を報告する者其數を増減し其數を詐稱し所爲の時ハ一年以上五年以下の輕禁錮に處し四圓以上五十圓以下の罰金を附加す

〔解〕此の二ヶ條は選舉人を罰するのヶ條にあらざして選舉に關する職任者の所爲を罰するの正條なり今是等の職任者を預別するるときハ

選舉長

選舉委員

是れを選舉の人員にして是等の罪を犯すに望らば之れを處する刑の輕かもざるハ勿論なりとす

第三十條 刑罰の免除

第三百四條の凡そ選舉に關する犯罪ハ六箇月を以て刑滿免除とす

文章と雖も前後の行條上より見る時の刑の期滿免除なるが如し何とあれ罪を處するの刑條中に本條を置かれたればなり然れどもこの全く文字に拘泥したるの見解に過ぎずして却て反對の見解なりと謂ふものゝ如し著者の自ら信ず此の期滿免除の刑にあらざりて公訴にあらざるとを

### 第四章 議院ノ處分

#### 第一款 異議

衆議院の議員が選舉法に記載したる被選の資格を失ひたるるときこれを退職者と爲す(議院法第七十七條)との本書第一編第三章第三款及第二編第一章第三款に説明したれば今茲に復たせず惟て議員の資格に關し議院に異議を呈出する如きことある時は議院に於て其の資格の有無を議決すべきものなりと

す(議院法第七十八條)故に衆議院に於て議員資格の上に異議を生ずる時の議院の之れが審査委員を設け何月何日限りと日限を定めて其の資格を審査せしめ其の審査を終るときは直ちに是れを報告せしめ而して議院のこれを議決するものなりとなす  
然るに議員の資格に關しての當に此の異議の道あるのみならず現に當選訴訟即ち本編第三章第一款に明記したる如き道もあるなり故に一方に之の當選訴訟を裁判なしありながら異議を衆議院にて會議する等のことあるに於ての手續の重複と二様の處分とに出ることありと謂ふべからず依て茲に其の一事が双方に起るときは孰れか一方を停止せざるを得ず孰れか一方を停止するものとせば其の専務の職を得る裁判所に一步を譲らざらんべからざる

故に裁判所に於て當選訴訟の裁判手續を爲したるもの衆議院に於ての同一事件に付き審査することを得べきとの明文を議院法第七十九條に掲げ以て一方の處分に止められたり

衆議院に於ての資格に關する異議の會議を開くとも之れが議決を爲して議員の資格なきことを證明せらるゝに至るまでの議院に於ての位列發言の權共に失ふことなきものありとす然れども己れが己れの資格を議するの理なきを以て議員自身の資格審査に關する會議に對して自ら辯明することを得れども其の議決に預る事能はざるものなりとす(議院法第八十條)

第二十一款 懲罰

議院の各其の議員に對して懲罰の權を有するものあり(議院法第九十四條)故に議院にて懲罰事犯を審査する爲めに常に其の議員中より懲罰委員を設け置くものありとす(議院法第九十

五條第一項)今其の懲罰の科目を掲ぐるるとき(議院法第九十六條)

- 一、秘密會にあらざして公開會に於て其の議場にて詭責す
  - 二、秘密會にあらざして公開會に於て適當の謝辭を表せしむ
  - 三、定めたる時間即ち一定しある所の時間だけ議會への出席を停止す
  - 四、其の議員を除名す
- 懲罰事犯即ち議院法の禁を犯す如き議員ありし時の議長の其の事件を懲罰委員に付して審査せしめ之を議院に提出し議院の其の議決を経て懲罰を宣告するものなり(議院法第九十五條第二項)今其の懲罰事犯を發見したる時の手續を左に別ちて説明せん
- 一、議員の二十人以上の賛成あるに於て懲罰の動議を爲す

ことを得るあり(議院法第九十八條第一項)  
 二、各委員會又ハ各部に於て懲罰事犯あるときハ委員長又ハ  
 二部長ハ之を議長に報告し處分を求むべし(議院法第九十五  
 條第五項)  
 三、議長に於て懲罰事犯あることを知りたる時ハ委員に付し  
 て審査せしめ議院の議を経て宣告するものなり  
 而して前に掲げたりし懲罰科目中にて最も重きハ即ち除名な  
 り故に衆議院に於て除名の事を議するにハ議員惣數の三分の  
 二以上の多數を以て議決せざるものにて過半数を以て議決する  
 ものにハあらざるあり(議院法第九十六條)且つ假令議院にて除  
 名の懲罰を宣告するに至るも刑に處せられて被選權の停止を  
 宣告せらるることなくんハ其の補關選挙に除名議員が再選せ  
 らるることあるに至るとも議院よりして之れを拒むことハ能

ハざるものなり(議院法第九十七條)

次に懲罰事犯の期滿免除のことを一言すべし懲罰事犯の期滿  
 免除ハ僅かに三日なりとす故に議員より起す所の懲罰の動議  
 ハ其の事犯のありし後ち三日を過ぐれば効なきものなりとす  
 (議院法第九十八條第二項)

### 第三編 職員及歳費

元來本書を著述するの目的ハ衆議院議員の選挙人と被選人と  
 が選挙に關する心得ともなるべき事柄を類別叙述するの譯合  
 にして選挙關係以外の事を載するの意にハあらざりし然れど  
 も既に選挙の注意を促すからハ其の當選したる議員中にての  
 互選の事々をも略述するハ強ち無益との謂ふべからざるべく  
 殊に其の議員の歳費日當旅費等の如何を説明するハ最も必要

の事なるべければ併せて茲に一編を置き章を別ち款を別ちて説明すべし

第一章 議長、副議長、部長、委員、書記官長、書記官

第一款 議長、副議長

帝國議會の各議長の府縣會の議長など、大に異りて常務あるものなり府縣會の議長の常に職任に委するものにはあらざれども帝國議會の議長の常に職務を有するものなりとす故に帝國議會の議長の議員に比するときは著しき歳費に相違あるものなりとす宜しく輕視すべからざるなり是れより類を分ちて説明すべし

第一 議長副議長の任命

衆議院の議長及副議長の衆議院議員中にて各々三名の候補者を互選せしめ此の三名の候補者中より議長と副議長と各

々一名宛を抜きて勅任せらるゝものなり(議院法第三條第一項)故に議長、副議長共に各一名を以て定員とせらる(議院法第七條)

議長、副議長の勅任せらるゝまでの書記官長が臨時に議長の職務を行ふものなりとす(議院法第三條第二項)

第一 議長、副議長の任期

衆議院の議長と副議長との其の任期の議員と同一にして即ち任期の四ヶ年なりとす(議院法第八條)若し議長又の副議長が辭職し又の其の他の事故あるよりして開けたるときは其の任を繼ぐ者の任期の矢張り前任者と同じく前任者の任期に至りて期の満るものなりとす(議院法第九條)

其の議長と副議長との其の任期の満限となるとも後任者を勅任せらるゝに至るまでの矢張り前任者が其の職を繼續す



るものなりとす〔議院法第十五條〕

### 第三 議長の代理

議長事故ありて議場に出席し議長の位置を占むること能はざるときは副議長が議長の代理を爲すものなり〔議院法第十三條〕議長も副議長も共に故障あるときは假議長を選挙して議長の職務を行はしむるものとす〔議院法第十四條〕偕て此の假議長を選挙するに如何なる方法を以てするか議院法に其の詳を載せあらざれども著者の推考にて議員中にて互選し直ちに假議長と爲すべきものならんと思ふ元來假議長は議長副議長俱に故障ある時に限るものなれば只だ一時の事たるに過ぎざる可く故に正副議長の如く勅任を待つものにあらざりて直ちに職に就くものなるべし

### 第四 議長副議長の職務

議院法第十一條に議長は議會閉會の間に於て仍其の議院の事務を指揮すとあり茲に副議長の事の載せあらざると雖ども副議長の議長の代理者なりとするの点より考ふるも歳俸の点より考ふるも無論議長と同じく常任の職に在るものなるべし

偕て議長の職務は

- 一、其の議院の秩序を保持す
- 二、其の議院の議事を整理す
- 三、院外に對して議院を代表す

〔議院法第十條〕

其の他議院法に散見する如く頻繁なる職務ありと雖ども前掲の三項に其の意を含みあるを以て今一々之れを掲ぐることなし

又た議長は常任委員會特別委員會事の次款に載すに臨席し

て發言し能ふものなれども其の表決の數にハ加ふることなきものなりとす〔議院法第十二條〕

〔第一款の注意〕衆議院の正副議長ハ其の職任最も重きものなりと謂ふべし素より官吏にハあらざると雖ども三名の候補者中より勅任せらるゝものなれば其の位置たるや敢て大臣に譲らざるなり彼の議院の上奏に該りてハ議長を總代となして謁見直奏することをも許されたるを以て見れば其の職任の重きことハ推して知るべし殊に正副議長ハ府縣會の如く議會開會中の職務にあらざして閉會中と雖ども其の議院の事務を指揮し勅任官なる書記官長をも指揮するものなれば實に其の人を得ずんばあらず議員中より議長の候補者三名を互選する場合に該り是非に我黨の者を選出せんと欲し競争を起すハ必然の事にして亦た以て當然の事なりとす是等の点を以て考ふるも議

員選舉に際し我黨の者を選出して議院に多數を占むることゝなさせんばあらず宜しく注意すべきものなり

### 第二款 部長

議院法第四條に〔各議院ハ抽籤法に依り總議員を數部に分割し每部部長一名を部員中に於て互選すべし〕とあり其の各部の擔務部長の職務等の如きは議院の規則即ち内部に必要なるを以て定めらる可ければ今姑らく茲に言ひす

### 第三款 委員

委員を大別して三類となす

#### 一、全院委員

#### 二、常任委員〔議院法第二十條第一項〕

#### 三、特別委員

是れなか尙其の各委員中にて負擔の別に依り各名稱を異にす

れども今茲に之れを細別せき前掲の三類を各別に説明し併せて其の項下に一々細別せんのみ

第一 全院委員

全院委員の議院の全員を以て委員と爲す〔議院法第二十條第二項〕ものなれば殆んど二重に属するものゝ如しと雖ども決して二重に属するものにはあらざるなり彼の議院の會議に付せざる前に協議すべきものあり彼の小會議と謂ふもの即ち此の全院委員會に相當するものなりとす

此全院委員長の一會期ごとに其の開會の前に全員より選舉するものなり〔議院法第二十一條一項〕

全院委員會の議院の全員三分一以上の出席あるにあらざれば議事を開き議決を爲すことを得ざるものなり〔議院法第十二條〕

委員長の委員會の経過及結果を議院に報告するものなり〔議院法第二十四條〕

其の他各委員に通じる事の各委員の部を参照すべし

第二 常任委員

常任委員との事務の必要により之れを數科に分割し各々其の負擔の事件を審査する爲め一會期中其の任に當るものにして總議員中より選舉して各科同數の委員を置くものなりとす〔議院法第二十條第三項〕例へば請願委員、豫算委員、懲罰委員、其の他決算委員及法律案の審査等議院の規則を以て數科に分れるゝなるべし只だ議院法に明文ある委員をのみ左に各別に説明すべし

常任委員長の常任委員會に於て互選す〔議院法第二十一條第二項〕常任委員長の委員會の経過及結果を議院に報告するも

のなり〔議院法第二十四條〕  
 常任委員會の各其の委員の半数以上出席することなくんば  
 議事を開き議決を爲すことを得ず〔議院法第二十二條〕又た常  
 任委員會の議員の外傍聴を禁ぜるものなれども其の委員會  
 の決議によりての議員の傍聴をも禁ぜることあるなり〔議院  
 法第二十三條〕

政府より提出したる議案の委員の審査を経せしめて議決する  
 ことを得ざるものなれば〔議院法第二十八條〕政府より提出し  
 たる議案の各其の負擔の科に於て審査を爲し而して會議に  
 付し議決するものなり議院に於て其の議案を委員に付した  
 るときの國務大臣及政府委員の何時にても其の委員會に出  
 席して意見を述べることを得るなり〔議院法第四十三條〕故に常  
 任委員會を開くときはに其の毎會委員長より其の主任の國

務大臣及政府委員に報知す〔議院法第四十六條〕  
 又た常任委員會の議院を経て政府委員の説明を求むること  
 をも得るものなり〔議院法第四十四條〕  
 政府より豫算案を衆議院に提出したる時の豫算委員の其の  
 議院に於て豫算案を受取りたる日より十五日以内に豫算案  
 の審査を終へ議院に報告することの議院法第四十條に明文  
 あれども其の他の議案に關しては日限の定めなきの何ぞや  
 蓋し豫算案の計算上のものにて頗る秘密に涉るものなれば  
 日限の定めなき時の審査に際限なきの恐れなきにあらざる  
 に起因せしにあらざる乎  
 請願書の議院に於て請願委員に付して審査せしむるものを  
 れば其の委員にして其の請願書が議院の規程に合はずと認  
 むるに於ての議長より紹介の議員を経て之れを却下するを